(2) 御 所 館 跡

# 目 次

Ι.	遺跡の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
${\rm I\hspace{1em}I}$ .	調査の方法と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
${\rm I\hspace{1em}I}.$	調査の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 119
中	世の遺構と遺物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 119
1	. 発見された遺構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
	A. 西側丘陵西尾根······	119
	第1平場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 119
	第2平場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	126
	通路状平場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 131
	第4平場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 140
	第 5 平場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 140
	腰郭·····	• • • 145
	B. 北側丘陵 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	152
	第6平場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
	第7平場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
2	. 出土遺物と年代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
IV.	遺構の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	174
V.	歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	183
1	. 周辺の歴史 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	183
2	. 第Ⅱ層出土遺物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	203

# 調査要項

遺跡所在地: 大和町落合蒜袋字菱柄・宮下			
遺 跡 記 号: A J			
調査対象面積: 30,000 m²			
発 掘 面 積:3,500㎡			
調 査 期 間:昭和48年5月16日~昭和48年10月30日			
調 査 員:藤沼邦彦・白鳥良一・小井川和夫・加藤道男・斎藤吉弘			
阿部恵・熊谷幹男・田中則和・柳田俊雄・中島直			
協 力:大和町教育委員会			
調査補助員: 佐藤正人(東北学院大学学生)			
橋本博幸("")			
佐藤房枝( " )			
斎藤真澄( " )			
笹原百合子 (東北大学学生)			
柳瀬和幸( " )			
今橋浩一(早稲田大学学生)			
土肥 孝 (成城大学修士)			
佐々木和博 (明治大学学生)			

## Ⅰ. 遺跡の状況

館跡は南に派生した沖積地を見おろす標高60mの丘陵上に立地し、その範囲をみると北側は菱柄地区から東へ入る沢、東側は音羽沢、南側は五光沢によって囲まれた東西300m×南北400mの地域である。館の立地する地形は菱柄地区の東側にある東西方向の丘陵(北側丘陵と呼ぶ)を基部として中央に南から入る沢を抱いた東側から南東に派生する丘陵(東側丘陵と呼ぶ)と西側から南に派生する丘陵(西側丘陵と呼ぶ)からなっている(第1図)。

この東西両丘陵の間にある五光沢は南側の宮下地区から北へ弯曲して入り込み沢奥でさらに2つに分かれるため、全体として「Y」字形の沢となっている。このため、北側丘陵の南側は沢にむかって南東にやや張り出す形となっている。また、西側丘陵は五光沢から分れて北に入る小さな沢で東尾根と西尾根の2つに分かれている。なお、北側丘陵の西端から沖積地にむかって北西にのびる舌状の丘陵があり、その南側と北側に沢が入り込んでいる。

このように館の立地する地形は基部丘陵から南にのびる東西の丘陵とその内側にある「Y」字形の沢からなる。西側丘陵は小さい沢をはさんでさらに東尾根と西尾根に分かれる。

現況で観察できる遺構は平場、腰郭、土塁、空堀(堀切も含む)・土橋状遺構・通路などである。これらの遺構は丘陵頂部、斜面などに見られ自然地形を利用して館の外側を区画する遺構、館内部を区画する遺構及び連絡の施設として配置されている。

なお、東側丘陵には西の五光沢と東の音羽沢から入る小さな沢の間にある鞍部上に東西 方向の2本の「堀切り」がみられ南側の区画となっている。また、北側丘陵から西方向に のびる舌状の小丘陵先端に南北方向の「堀切り」があり西側の区画の一部となっている。 このことから、館の形態は南方向に派生する小丘陵とその間に1つの沢を抱く馬蹄 形をしている。

さらに細かくみれば北東にのびる北側丘陵から南に派生する3つの尾根と内側の2つの沢を利用して構築した南向きに開いた「E」字形をした館といえる。これらの遺構の配置をみると馬蹄形をした尾根上に平場と土塁が、その西・北・東斜面裾部には幅4 mほどの空堀がめぐり、その外側に沢に面して幅10mほどの腰郭状の平場が配される。また、内部に抱かれた沢にも平場に通じる通路や段状の平場がみられる(第2 図)。

- この範囲の中にみられる外側を区画する遺構としては、
- ①東側丘陵と北側丘陵の東斜面にある北側から東側北半にめぐる「空堀A」と西側丘陵の西斜面にある「空堀B」
  - ②東側丘陵鞍部にある東西方向の2本の「堀切り」A、B
  - ③北側の丘陵から北西にのびる舌状の丘陵先端にある南北方向の「堀切り」C

などがみられる。しかし、これらの外郭を区画する施設は全体的にめぐるものでは なく、沢にむかって開いていくものが多い。

館内部を区画する土塁・空堀としては、

- ①東側丘陵と北側部丘陵の間の土塁1
- ②北側丘陵と西側丘陵の間にある土塁2と空堀C
- ③西側丘陵は南北から入る沢と土塁3 などがみられる。

これらの遺構は沢地形と組合って1つのまとまりを示す地域として尾根を区画して4つの地域に分けている。各地域ごとにその概略をみていくと次のようになる。

北側丘陵: 北側の丘陵頂部は東西150・南北40mあり、2ヶ所の平場(1,2)がみられる。平場1と2は北側丘陵の東側に位置している。東と北の縁辺には土塁がみられ、北辺土塁の中央付近から南に直角に折れた低い土塁がのびて平場1と2の区画となっている。平場2の西側には約10m低い平場13と23が西へのびている。平場13の規模は東西長50m×南北幅10mあり、南縁には高さ2mの土塁と空堀130の平場140区画となっている。

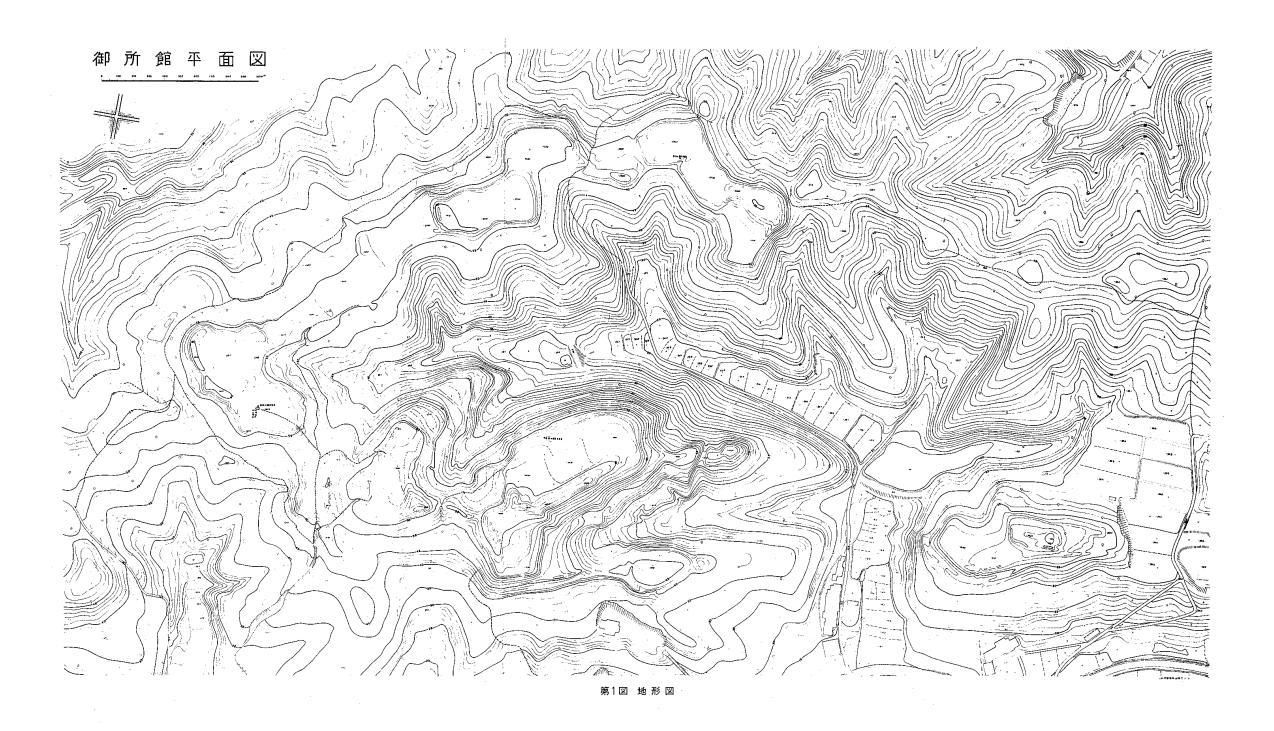
東側丘陵:北側丘陵の東部から南東に派生する丘陵で、その規模は南北400m、東西50mである。遺構は頂部にある連続した平場(北から南へ平場3→12と呼ぶ)と西斜面の数ヶ所にある2~3段の段状平場である。この平場の配列をみると平場3→7は南東方向にほぼ1列に並んでいるが、平場8→12は沢に面して東に弯曲し、特に平場10→12は沢を抱くように平場9から南西に直角に折れ曲る。その規模をみると平場3~6は南北に長い比較的大きい平場であるが、平場7~12は平場3~6よりも小さい平場である。尾根の中央部にある平場6は標高60mであり、北端部の平場1と同じ高さで最も高い位置にある。このため平場6を中心として北と南に低くなっていく。また、平場7と8の間にある通路を境にして配置的に平場3~7、平場8~12の2つのまとまりを示すものと考えられる。

平場1と6の間にある平場3、4は同じ標高57mである。平場3と4の間には幅約6m、長さ約20mの土塁があり、平場を区画している。平場3の規模は南北長35m、東西幅24m、平場4の規模は南北長35m、東西幅20mである。平場3、4の南辺にはそれぞれに沢から段状に通じる通路がみられる。

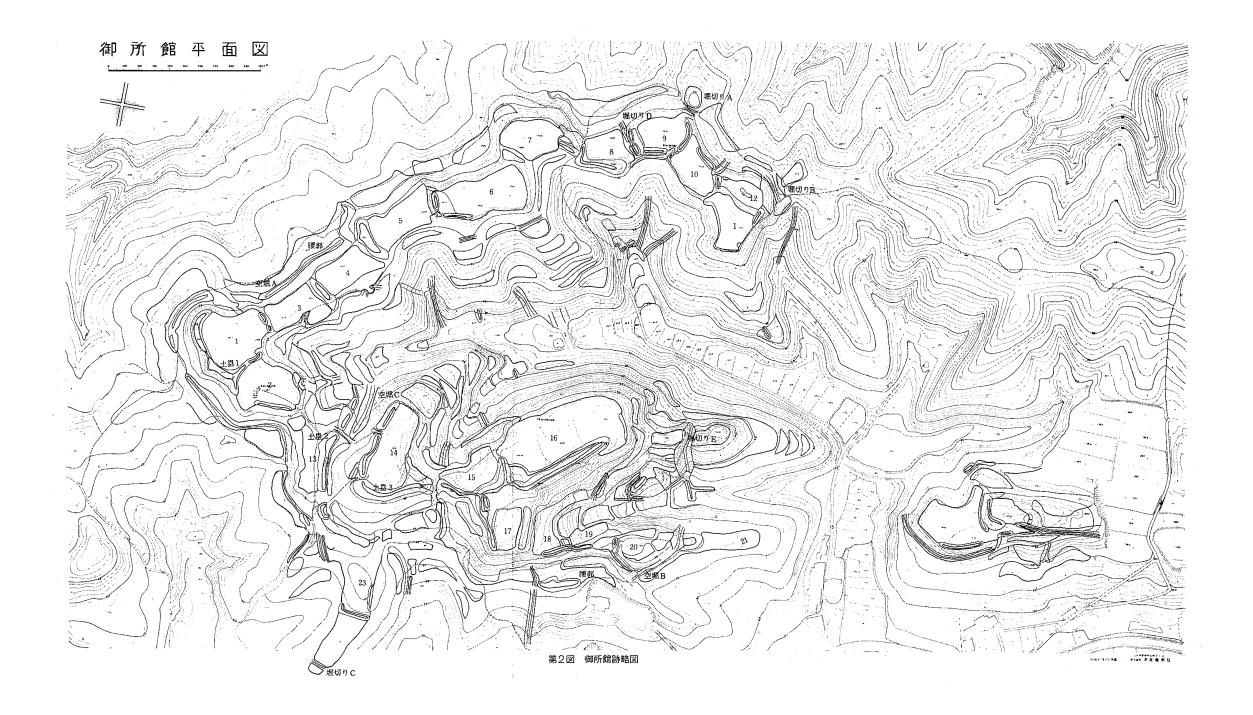
平場5は平場6より約2m低く、平場の規模は南北長40m、東西幅20mであり、北縁に高さ1m、長さ20m、幅6mの土塁がある。南辺の西と東隅に平場6に通じる幅3mの通路がある。

平場6の規模は南北長55m、東西幅20mで北辺と西辺の1部に低い土塁がある。

平場7は平場6より約4m低くなっており、その規模は南北長40、東西幅20mである。平場の南側には1段せまい平場がめぐっており、平場との間には幅のせまい平坦な通路がついてい



109



る。

その南には五光沢と音羽沢から小さな沢が入り込んで平場7と平場8の間の区画となっている。

沢の南にある平場8~12は規模と配置に1つのまとまりを示し、各平場は南にいくにしたがって $1\sim2$  mずつの段差がつき次第に低くなっていく。平場の規模は $8\sim12$  は長さ約40、幅約20mである。各平場に沢に通じる通路が認められ、平場8と9の間には幅5 mの堀切り[D]が認められ、東側の腰郭から通じる通路ともなっている。なお、平場8の西側、平場9の北・西・南側、平場10の東側、平場11の南側に低い土塁がみられる。

東側丘陵と北側丘陵の間の五光沢をみると、沢の入口には東に入る小さな沢を利用して平場 7、8に通じていく通路があり、沢奥の南斜面には平場  $1\cdot 2\cdot 3\cdot 4$  に連絡する通路を兼ねた沢にそった細長い平場が数段みられる。北側丘陵と東側丘陵の音羽沢に面した $13\cdot 1\sim 12$ の斜面には幅約10mの平坦面がめぐっている。また、 $13\cdot 1\sim 4$ の斜面裾部には平坦面と斜面の間に幅  $3\sim 4$  mの空掘がみられる。

この東側丘陵は平場9・12の南にある「堀切りA・B」で南側の丘陵と区画されている。 西側丘陵:北側丘陵の南東部から南に派生する丘陵で、その規模は南北長300m、東 西幅120mである。五光沢から北へ入る小さな沢によって東尾根と西尾根に分かれる。 遺構は東尾根、西尾根の頂部にある平場と各平場を連絡する土塁、空掘、土橋状遺構である。

東尾根には平場14・15・16が北から南に並んでおり、平場14が標高56mで最も高い。 平場14は東側丘陵と西側丘陵の間にある五光沢にやや張り出した南東方向の丘陵に 位置する。この頂部は長方形をしており、その規模は東西約60m、南北約20mであ る。平場の西から南の縁辺に土塁があり、さらに平場の北側から西側斜面裾部にそって「空堀C」がめぐり北側丘陵と東側丘陵からの区画となっている。

平場14の南側には2mほど低い半円形状の平場15があり西尾根の平場16に連絡する平場となっている。平場15の規模は南北約20、東西約10mである。

平場14と15の西縁には土塁が続いているが、北側2ヶ所、西側で1ヶ所部分的に途切れて、空堀Bにかかる土橋状遺構に続いていく通路がみられる。

東尾根頂部にある平場16の規模は南北長約80m、東西幅40mの長方形の平場である。 西縁に土塁がみられ、平場の西北隅では「Г」字折れ曲がる桝形状をした土塁となっている。平場の北側は西側に土塁を伴う狭い平場となっていき、空堀Cの南側の 土橋状遺構3に連絡していく。

平場の南側には「堀切り E」をはさんで3段の平坦面が続く。また、西側斜面には縦方向の土塁とそれに沿った堀状の遺構がみられ1つの防御的な施設となっている。 西尾根は南から沢が入ることによって東尾根の平場15付近から南に分かれた丘陵で、その規 模は南北170m、東西幅30~40mである。その頂部には北から南へ平場17~21が南へならんでいく。平場の配置をみると、東尾根から西尾根に分岐する部分に東西に長い平場17・18が段差をもって位置し、沢の西側丘陵頂部に平場20~21が位置する。この中で平場17が標高50mで最も南にいくにしたがって低くなっていく。

平場17は、東西方向の平場で沢奥の斜面頂部に位置する。その規模は東西長25、南北幅18mで長方形である。平場の西・北・東に土塁がめぐる。平場18は平場17の南に位置し、平場17よりも5 m低い。平場は沢斜面にあり沢を抱くような「 $\Gamma$ 」字形をしている。その規模は東西長50m、南北幅20~10mである。平場西側には岩盤を削り出した長さ15mの石塁があり、平場19・20の土塁へ続いていく。平場19は沢の西斜面にあり、その規模は南北長30、東西幅10mである。平場19の北側には約3×2 mの段があり平場19への通路となっている。

平場17からのびる尾根上には平場20と平場21があり、その間には東西方向の幅10mの堀切りがある。平場20は尾根の北側に位置し、その規模は南北長20m、東西幅6mである。平場21は平場20より約5m低く、南北長40m、東西幅10mの平場である。

空堀Bは平場20の西斜面裾をめぐる腰郭に接続し、さらに平場20の北斜面には空堀Bと続いていく。さらに腰郭の西側には高さ0.5mの土塁がみられ、空堀Bの北側にある土塁に続いていく。この空堀Bは平場20の北側で浅くなって平坦となり、平場17との間にある土塁の頂部に続いていく。このことは土塁、空堀Bが平場17・18と平場20・21を連絡する通路の役割を果している。

平場17・18の西側には約5 m低い南北に長い腰郭があり、平場東側には浅い空堀Eがみられる。腰郭の北端から斜面に沿って狭まい通路がみられ、土橋状遺構2に続いている。なお、東尾根の西斜面には沢に向って、距離の短い土塁と空堀が縦走する。

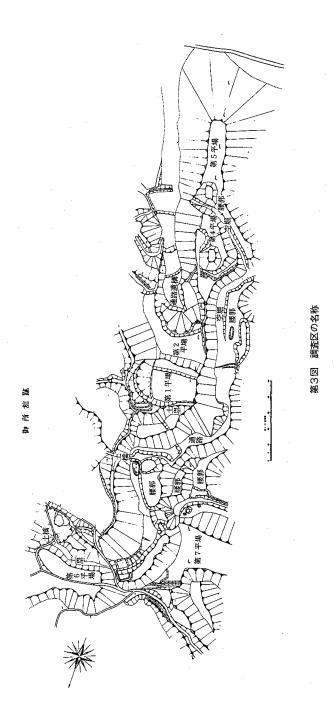
# Ⅱ. 調査の方法と経過

## 調査の方法

調査の対象範囲は東北自動車道路線敷部分である。調査にあたっては館全体の地形図を<sup>1</sup>/<sub>500</sub>で、発掘部分の平面図を<sup>1</sup>/<sub>200</sub>で作成した。

地区設定には東北自動車道の中心杭STA112+20とSTA113+00を利用した。最初にこの2点を結ぶ線とSTA113+00を原点として直交する線を基準として3m単位の方眼を組み、それを利用して各平場にトレンチを設定した。

実測は基準線を利用して遣り方測量と平板測量を併用した。掘立柱建物跡、井戸・ 土倉については縮尺<sup>1</sup>/<sub>20</sub>とし遣り方測量を行なった。斜面の門跡・土塁・通路などに ついては縮尺<sup>1</sup>/<sub>40</sub>とし平板測量を行なった。



115

## 調査の経過

調査は昭和48年4月15日から開始した。はじめは八谷館の実測と併行して、4月15日~5月前半にかけて調査範囲全体の伐材と写真撮影を行なった。5月7日頃から頂部の平場、腰郭にトレンチを設定し遺構の確認を行なった。その結果、6月上旬までにほとんどの平場、腰郭で表土下の地山や整地層上面で柱穴・堀・土塁などが確認できた。そのため6月中旬になって道路敷にかかる平場全部を調査することとし、重機を使用して腰郭部分からの表土除去を行なった。腰郭の実測が終了した段階で、頂部平場の表土除去と遺構確認を行なった。

7月中旬に入って各平場から掘立柱建物跡・井戸跡・土倉跡・焼土遺構が検出された。 遺構検出が進むにしたがって、平場13・17・18・19や腰郭は斜面に積土を行ない平 坦な整地面としていることがわかった。さらに、柱穴の重複、平場13・15の土塁増 築、平場13・19の土塁下で門跡などが認められ、建物の建て替えや遺構の造改築が考 えられた。この時点で整地層下に古い遺構の存在が予想されたので、平場の実測が終 了した8月中旬に整地層の除去を行なった。

その結果、平場19の整地層下で1号門跡より続く長方形の通路、2号井戸、平場17の整地層下で、平場18から平場17に溝状の通路などが発見された。この検出された柱穴跡や平場などで中世陶器・青磁・土師系土器(小皿・火鉢)・石臼・硯・釘などが発見された。

- 9月24日に発掘の途中であったが現地説明会を行なった。
- 9月中旬に入って航空写真撮影を行った後、門跡の平板実測を行なった。さらに、平場18の掘り下げを行い、館構築以前の遺構の有無を調査した結果、Ⅱ層中から土師器片・須恵器片が出土した。

このため、中世以前にも何らかの遺構があったことが推定されたが遺構の検出はできなかった。調査の全てが終了したのは10月30日であった。

調査区の名称について

館跡の平場・空堀・堀切り、腰郭の名称は東側丘陵から西側丘陵の順で番号を付した。今回の調査は西側丘陵と北側丘陵の1部である。報告に際しては調査結果から性格をも含めて西尾根、北尾根の平場の名称を次のようにした。

平場17→第1平場

平場18→第2平場

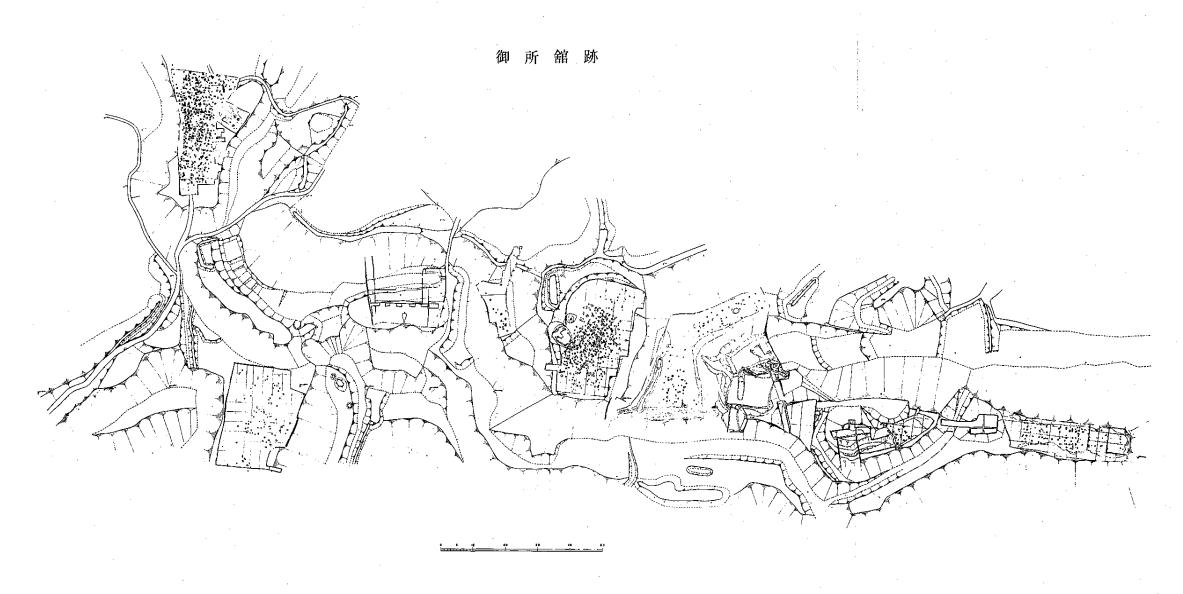
平場19→通路状平場

平場20→第4平場

平場21→第5平場

平場13→第6平場

平場23→第7平場



**笙** 4 回 造機配図

# Ⅲ. 調査の成果

## 中世の遺構と遺物

## 1. 発見された遺構

調査の結果、掘立柱建物跡20棟、礎石建物跡1棟、土倉1基、井戸跡2基、土壙、溝3本、通路(門跡)2ヶ所、階段状通路2ヶ所、土塁、堀などの遺構が各平場から検出された。ここでは西側丘陵と東側丘陵にある平場・腰郭の単位で発見された遺構についてのべていく。

## A. 西側丘陵西尾根

## 第1平場

西尾根の基部にあり沢に面した東西35m、南北24mの平場(標高53m)である。表 土下20cmで遺構が確認できた。遺構確認面は南西にやや傾斜した平坦面であり、北 東側は地山、南西側が積土による整地面となっている。平場の東側と北側に土塁が めぐり、検出遺構は掘立柱建物跡11棟、土倉1基、井戸跡1基である。

## 掘立柱建物跡

#### 1-1号棟

身舎は桁行4間(7.8m)梁間2間(3.92m)の東西棟で南と西の二面に庇がつく。 庇は南面の幅が1 mで、西面の幅は1.2 mである。棟方向は $W-85^{\circ}-N$ である。

2号棟、3号棟、4号棟、5号棟と重複している。庇の柱穴3が3号棟の柱穴に切られていることで3号棟より古いが、2号棟、4号棟、5号棟との新旧は不明である。

南側桁行柱間寸法の平均値は1.95m (6.4尺) あり、梁間柱間寸法は1.86m (6.1尺) である。柱穴の掘り方は方形が不整円形で大きさは50cm前後である。柱痕跡は円形で大きさは $15\sim20cm$ である。

#### 1 - 2 号棟

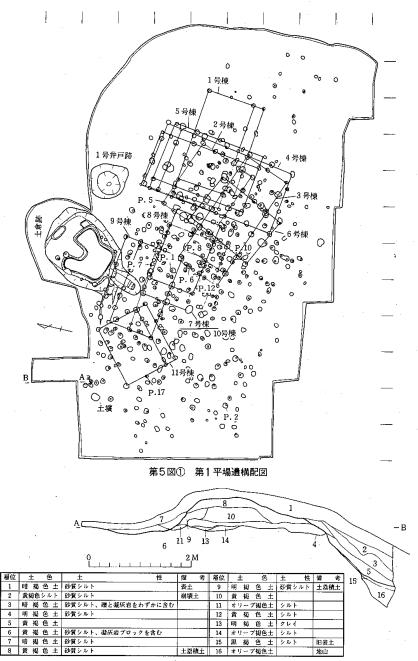
析行 3 間 (5.8m)、梁間 2 間 (4.9m) の東西棟である。棟方向は $W-39^{\circ}-N$ である。 1 号棟・ $3\sim7$  号棟と重複し、柱穴 5 が 6 号棟の柱穴 8 から切られている。柱穴の切り合いによって 6 号棟より古いが他の 5 棟との関係は不明である。

桁行柱間寸法の平均値は1.95m (6.4尺) であり、梁間柱間寸法は2.4m (7.9尺) である。柱穴の掘り方の平面形は楕円形で、大きさは $50 \times 40cm$ である。柱痕跡は円形で $10 \sim 15cm$ である。

## 1-3号棟

身舎は桁行4間 (7.7m)、梁間2間 (3.9m) の東西棟で東と西の二面に幅1mの 庇がつく。棟方向は $W-40^{\circ}-N$ である。

1号棟、2号棟、4号棟、6号棟、7号棟、10号棟と重複している。柱穴6が1号棟の柱穴



第5図② 第1平場土塁断面図

3を切っていることで1号棟より新しいが他の5棟との関係は不明である。

桁行柱間寸法の平均値は1.95(6.4尺)あり、梁間柱間寸法は2m(6.6尺)である。柱穴の掘り方は楕円形で大きさは $50 \times 40$ cmである。柱痕跡は円形で、大きさは $10 \sim 15$ cmである。

#### 1-4号棟

析行 5 間 (10 m)、梁間 2 間 (4 m) の南北棟で、北と東の二面に $1.1 \sim 1.3 \text{ m幅}$ の 庇がつく。棟方向は $N-7^{\circ}-E$ である。

 $1 \sim 3$  号棟・5号棟・6号棟と重複している。柱穴3が3号棟の柱穴8を切っていることで3号棟より新しいが他の4棟との関係は不明である。

桁行柱間寸法の平均値は2m (6.6尺) であり、梁間柱間寸法の平均値は2m (6.6 尺) である。柱穴の掘り方は楕円形で大きさは $50 \times 40 cm$ であり、柱痕跡は円形で大きさは $10 \sim 15 cm$ である。

## 1-5号棟

身舎は桁行 4 間 (9.7m)、梁間 1 間 (4.7m)の南北棟で、西・北・東の三面に幅 1 mの庇がつく。棟方向はN-7°-Eである。梁間北側列の庇の妻に柱穴がみられる。

1号棟・2号棟・3号棟・4号棟・6号棟と重複しているが5棟との関係は不明である。 桁行柱間寸法の平均値は1.93m(6.3尺)であり、梁間柱間寸法は4.7m(15.5尺)である。柱穴の掘り方は楕円形で大きさは $30\times20$ cmである。柱痕跡は円形で大きさは $10\sim15$ cmである。

## 1-6号棟

桁行3間(6m)、梁間2間(3.6m)の南北棟である。棟方向はN-25°-Eである。

1号棟・2号棟・3号棟・5号棟・7号棟と重複する。6号棟の柱穴が2号棟の柱穴を切っていることで2号棟より新しい。また、7号棟の柱穴をわずかに切っていることで、7号棟より新しい。3、5号棟との関係は不明である。

桁行柱間寸法の平均値は 2 m (6.6尺) であり、梁間柱間寸法の平均値は 1.95 m (6.4尺) である。

柱穴の掘り方は楕円形で大きさは $50 \times 40$ cmであり、柱痕跡は円形で大きさは $10 \sim 15$ cmである。 1-7 号棟

身舎は桁行3間(6m)、梁間2間(3.9m)の東西棟で南面に幅1mの庇がつく。棟方向はW $-82^{\circ}$  -Nである。3号棟・6号棟・8 $\sim$ 10号棟と重複している。庇の柱穴が6号棟の柱穴から切られていることで、6号棟より古い。他の4棟との関係は不明である。

桁行柱間寸法の平均値は $2 \, \mathrm{m}$  (6.6尺) であり、梁間柱間寸法の平均値は $1.95 \, \mathrm{m}$  (6.4尺) である。

柱穴の掘り方は楕円形で大きさは $50 \times 40$ cmであり、柱痕跡は $10 \sim 15$ cmの円形である。

## 1-8号棟

析行 3 間 (6 m)、梁間 2 間 (4 m) の東西棟である。棟方向は $W-81^\circ$  -Wである。 2 号棟・3 号棟・6 号棟・7 号棟・9 号棟・10 号棟と重複する。柱穴の切り合いが認められないので 6 棟との関係は不明である。

桁行柱間寸法の平均値は 2 m (6.6尺) であり、梁間柱間寸法の平均値は 1.95 m (6.4 尺) である。

柱穴の掘り方は楕円形で大きさは30×20cmであり、柱痕跡は円形で10cmである。

#### 1-9号棟

身舎は桁行3間 (7.2m)、梁間2間(3.65m)の東西棟で北面に幅1mの庇がつく。 棟方向は $W-80^{\circ}-N$ である。

3号棟・7号棟・8号棟・10号棟・土倉跡と重複している。10号棟の柱穴が9号棟の柱穴を切っていることや9号棟の柱穴が土倉の堆積土を切っていることなどから10号棟より古く土倉より新しい。他の3棟との関係は不明である。

桁行柱間寸法の平均値は2.35m (7.75尺) であり、梁間柱間寸法の平均値は1.8m (5.9尺) である。

柱穴の掘り方は楕円形で大きさは $50 \times 40$ cm、柱痕跡は円形で大きさは $10 \sim 15$ cmである。 1-10号棟

桁行4間(7.6m)、梁間2間(4.8m)の東西棟である。棟方向は、3号棟・7号棟・8号棟と重複する。9号棟の柱穴を切っていることで9号棟より新しい。

桁行柱間寸法の平均値は1.9m (6.2尺) であり、梁間柱間寸法の平均値は2.4m (7.9尺) である。

柱穴の掘り方は楕円形で大きさは $50 \times 40$ cmあり、柱痕跡は円形で大きさは10cmある。 1-11号棟

身舎は桁行 3 間 (5.2m)、梁間 2 間 (3.7m) の南北棟で東西に幅 1 m の庇がつく。棟方向は $N-49^{\circ}-E$  である。 9 号棟、10 号棟と重複するが、柱穴に切り合いがなく新旧関係は不明である。

桁行柱間寸法の平均値は2.6m(8.58尺)で、梁間柱間寸法の平均値は1.85m(6.1尺)である。 柱穴掘り方は楕円形で大きさは30×20mあり、柱痕跡は円形で大きさは10mある。

#### 十會跡

土倉跡は平場の北西部の楕円形の整地層下から確認された。9号棟の柱穴が整地面から土倉の堆積土まで掘り込んでいる。このことで9号棟より古い。

(平面形・規模) 遺構は長方形の竪穴部分と南辺に付設された階段状の入口(a・b)から

なる。入口(a)は入口(b)を切って南辺に垂直に付いているが、入口(b)は南辺に斜めに付いている。竪穴と入口(a)の形はハコ板状で全長8.6mである。竪穴部分の平面形は長方形で、規模は長軸5.6m、短軸5mである。入口(a)の規模は長軸約3m、短軸約1.4mである。

(堆積土) 24層認められた。堆積土はにぶい黄褐色土・褐色土・オリーブ褐色などが水平な堆積をして硬くしまっていることから人為的に埋めたものと考えられる。(壁) 地山が壁となっており、床面から垂直に立ち上り途中からやや開いて上端にいたる。壁高は1.4mである。

(床面) 平坦であり、北側は地山で南側はにぶい黄褐色の張床になっており非常に硬い。 (内部の施設) 壁と床にピットと土壙がある。

ピットは側壁に横に掘り込まれているものと床面に掘り込まれているものがある。 側壁に横に掘り込まれたピットは円形で径10cm、深さ20cmである。床に掘り込まれ ているものは円形で径20cmである。この中には柱痕跡が認められるものもある。

土壙は奥壁の中央に位置する。平面形は隅丸の長方形で、規模は長軸1.5m、短軸0.5mである。堆積土はにぶい黄褐色の1層だけである。壁は地山であり底面から垂直に立ち上る。壁高は1mである。底面は平坦で硬い。

(入口) 地山を斜めに掘り下げて、底面に階段状の通路としたもので竪穴部分の床面に通じている。入口(a)の底面には4段の階段がある。入口(b)は入口(a)よりも古いもので竪穴南辺に対して斜めに付いている。残存する部分は長さ $3.5 \,\mathrm{m}$ 、幅 $1 \,\mathrm{m}$ であり、底面に $2 \,\mathrm{g}$ の階段がみられる。

(掘り方) 竪穴床面の張床下には平面形が「U」形の掘り方がある。

掘り方は長さ3.5m、幅3~4mである。深さは20cmである。

堆積土は張り床部分と埋土部分からなる。張り床は明褐色土で厚さ3cmである。埋土は1層だけであり、褐色土が人為的に埋められている。

掘り方の底面は平坦で硬い。壁はほぼ垂直に立ち上る。

壁直下には幅20cmの周溝がめぐり、底面にもピットが観察される。

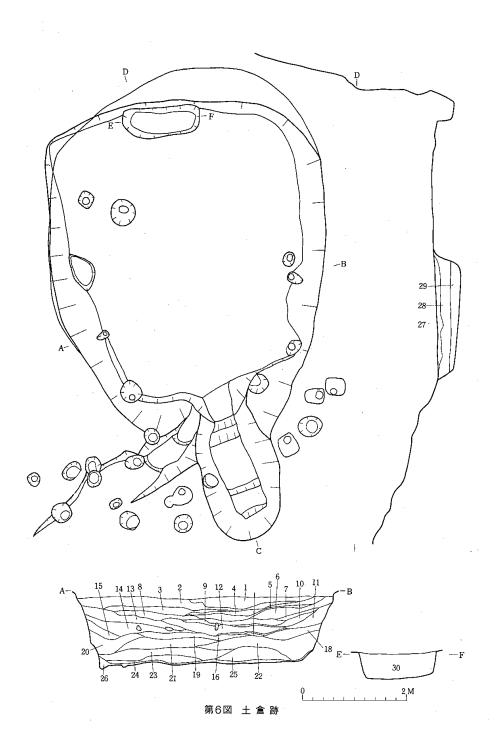
(出土遺物) 堆積土中から永楽銭が7枚、床面南側で20×20cmの正方形状の漆幕が出土している。

#### 井戸

1号井戸跡

掘立柱建物跡群の北側に位置する素掘りの井戸跡である。

(平面形・規模) 平面形は略方形で、大きさは3mである。

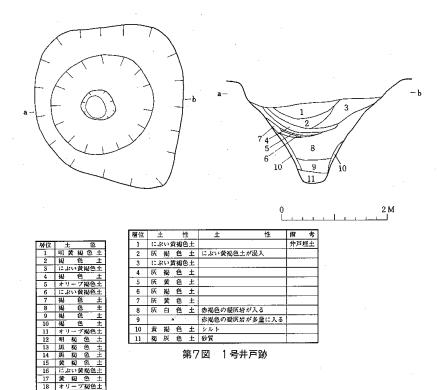


(堆積土) 堆積土は暗褐色土・黒褐色土・凝灰岩混り褐色土などが10層認められ、8  $\sim 10$  層は水平な堆積を示し、 $1\sim 7$  層は斜めに流入している。自然流入の状況を示す。(掘り方) 掘り方をみると上半部が略方形に掘り込み、下半部が円錐台形となっている。底面が平坦で断面が台形をしている。深さ 2 m、底面径60 cm である。

(出土遺物) 堆積土中から火鉢の破片が出土している。

## 整地層

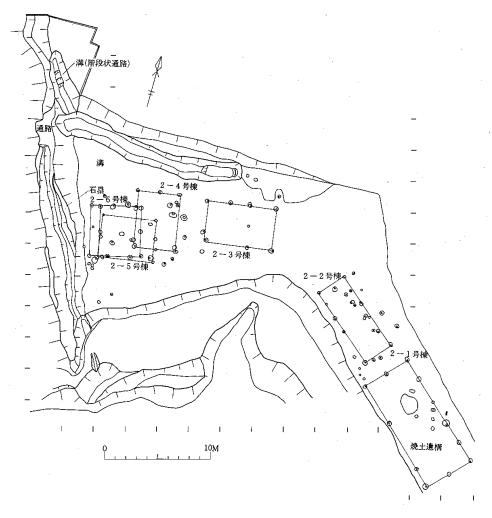
整地面は平場の南西部の半分に認められた。整地は南西斜面のII層上面に明褐色、黒褐色土、暗褐色土などを交互に積土している。積土は虎斑状になって非常に硬くたたきしめられており、



ほぼ水平な状況を示している。整地層の厚さは平場南西端で約4mである。整地層中から土師器片が出土している。

## 第2平場

第1平場南側斜面に位置し、沢を「一」形に抱く標高44mの平場である。表坏50cmで遺構の確認ができた。遺構確認面は南にやや傾斜した平坦面であり、積土による整地面となってい



第8図 第2平場平面図

る。平場の西側に第4平場土塁に続く石塁がある。検出遺構は平場西端に石塁・掘立柱建物跡4棟・焼土遺構・溝などである。

## 掘立柱建物跡

## 2-1号棟

南東にある建物で、桁行 5 間 (11.4m)、梁間 2 間 (4.7m)の南北棟で棟方向はW $-42^\circ$  -Nである。焼土遺構と重複している。桁行柱間寸法は東列が11.4m= (21+2.55+2.55+2.05+2.15)で、西列が11.35m=(4.2)+(5.1)+2.05である。梁行柱間寸法は北列が4.7m=(2.4+2.3)で、南列が4.65m=(2.75+2.4)である。桁行、梁間とも柱間寸法にばらつきがみられる。柱穴掘り方の平面形は楕円形で大きさは55cm~35cm×40mである。柱痕跡が認められるものには円形または楕円形のものがあり大きさは径10~20cmのものである。

#### 2-2号棟

1号棟の北側にあるもので、桁行 3間 (4.6m)、梁間 1間 (2.8m) の南北棟で棟方向はW $-45^{\circ}$  -Nである。桁行柱間寸法は東列4.7m=1.5+1.6+1.6で西列は4.6m=1.4+1.6+1.6である。柱穴掘り方の平面形は円形や楕円形のものがみられる。柱痕跡のあるものはほぼ円形でその大きさは径約20cm、深さ15~30cmである。

#### 2-3号棟

桁行 3 間  $(6.55 \,\mathrm{m})$ 、梁間 1 間  $(3.8 \,\mathrm{m})$  の東西棟で棟方向は $\mathrm{N}-87^{^\circ}-\mathrm{E}$ である。 東側から 1 列目の柱穴の間に間仕切りの柱穴がある。桁行柱間寸法は北列で $6.55 \,\mathrm{m}$  = (2.15+1.95+2.45) 南列で $6.5 \,\mathrm{m}$  = (4.1)+2.4である。柱間寸法にばらつきがある。 柱穴掘り方は円形・楕円形のものがありその大きさは $40 \sim 35 \,\mathrm{cm}$ である。柱痕跡はほぼ円形で径 $10 \sim 20 \,\mathrm{cm}$ である。深さは $20 \sim 50 \,\mathrm{cm}$ である。

## 2-4号棟

析行 1 間 (6.4 m)、梁間 2 間 (4 m) の南北棟で棟方向はW $-4^{\circ}$  -Nで、 $5\cdot6$  号棟と重複しているが柱穴の切り合いがないため新旧は不明である。桁行柱間寸法は東列6.2 m、西列6.4 mであり、梁間柱間寸法は北列4 m = (2+2)で、南列3.95 m = (2.1+1.85)である。桁行、梁間の柱間寸法にばらつきがある。

柱穴掘り方は円形を基調とし径約30cmで、柱穴跡はいずれも円形で径約20cmである。 深さは約20cmである。

#### 2-5号棟

析行1間 (5 m) 梁間2間 (4 m) の東西棟で棟方向は $N-86^\circ$  -Eである。 $2-4\cdot 6$  号棟と重複しているが柱穴の切り合いがないため新旧は不明である。梁間柱間寸法は4 m = 2.1 + 1.9である。棟柱が中央から北寄りである。

柱穴掘り方は略円形で、径約30cmである。深さは約20cmである。

#### 2-6号棟

身舎は桁行 2間 (5 m)、梁間 1 間 (3.45 m) の東西棟で西面に幅0.9m の庇がつく。棟方向はW $-9^\circ$  -N である。2-4 号棟、2-5 号棟と重複するが柱穴の切り合いがないため新旧関係は不明である。桁行柱間寸法の平均値は2.3 m (7.6尺) である。柱穴の掘り方は楕円形で大きさは $50\times40\text{ cm}$ 、柱痕跡は円形で径10 cmである。

## 焼土遺構

掘立柱建物跡1号と重複しているが切り合いがないため新旧関係は不明である。平面形は楕円形で、規模は長軸20×短軸15cmである。深さは30cmである。

堆積土は4層認められ、4層は木炭混り極暗褐色土で $1\sim3$ 層はにぶい褐色土である。 壁は整地層を壁としている。ゆるやかに立ち上り底面は中央が楕円形状でややくぼんでいる。 出土遺物はみられない。

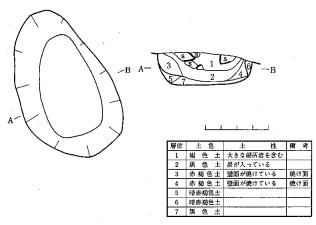
## 石 塁

平場の西側にあり、岩盤を土塁状に削り出したものである。中央がもっとも幅広く南と北が狭くなっている。長さは南北長22m、東西幅4m、掘立柱確認面からの高さが約1mである。断面形は三角形をしている。

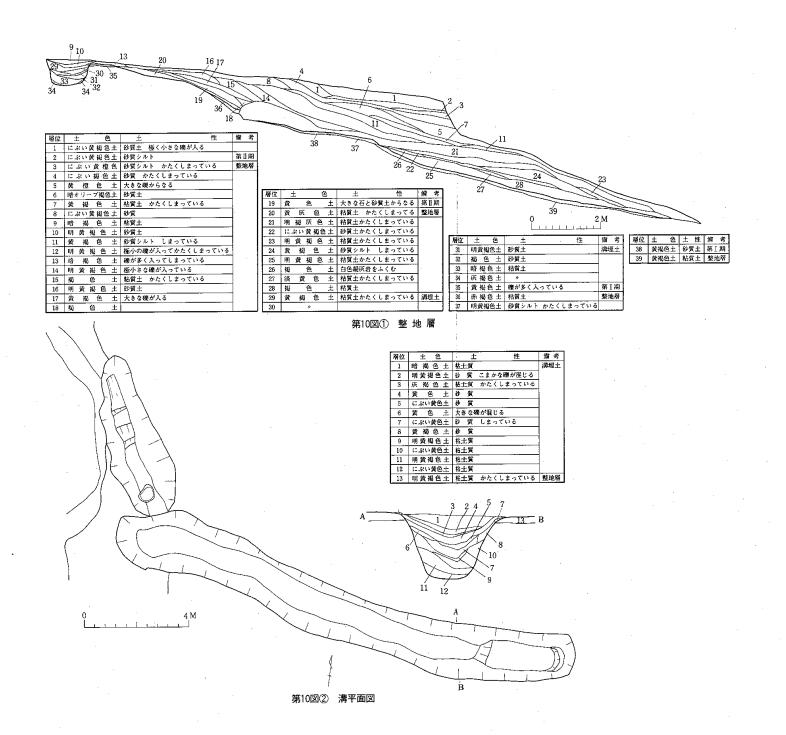
内側に幅20~50mの狭まいテラスがつけられている。テラスの南端は幅60cmの溝状の通路に連絡する。

#### 澧

平場北側に位置し、B平場の下端に東西方向にのびる溝である。整地層上面から掘り込んで



第9図 焼土遺構



おり、整地層、地山を壁としている。規模は長さ約18.6m、幅約2mである。底面はやや平坦で壁は底面より急に立ち上る。深さは同じでなく西端から東へ傾斜していき、東端から3.7m付近で40cmほど立ち上り、さらに緩斜面にのぼっていく。

西北端は平場1の整地層下から溝状の階段状通路と接続するが、本遺構と共存した 溝か否か不明である。

## 整地層

平場2の南側が斜面に積土を行った整地面である。特に南側に1段低い平坦面が構築されている。積み土はにぶい黄褐色土、暗褐色土、黒色土などを斜位に積んである。整地の断面は非常にかたく、東側はしまっており特に虎斑状をしている。整地は沢の部分で1mの厚さがある。

## 通路状平場

北〜東にめぐる平場2の南にあり、土塁内側の西側平坦部と2区の平坦部に通じる一段低い台形状をした一段状の遺構がみられる。

## 段状遺構

東西15m、南北5mの平坦面である。表土をはぐと西側平坦部から平場2の南西部分に向う幅約70cmの平坦部が確認できた。

## 西側平坦面

南北24m×東西8mの平坦な面で盛土による整地層である。西側は土塁に接し、北東側は平場2に向って傾斜しながらのぼっていき階段状遺構に通じる。遺構は整地層上面で、溝、ピット、焼け面が検出された。

#### ピット

ピットは組み合うものがなく建物とはならなかった。平面形は円形で大きさは径15~20cmである。ピットの柱痕跡は平面形が円形で径10cmであった。深さ約20cmである。 焼け面

平坦面中央に2ヶ所検出された。表面は硬く焼けていた。いずれも径約70cmである。 焼け面の厚さは約5cmである。

#### 澅

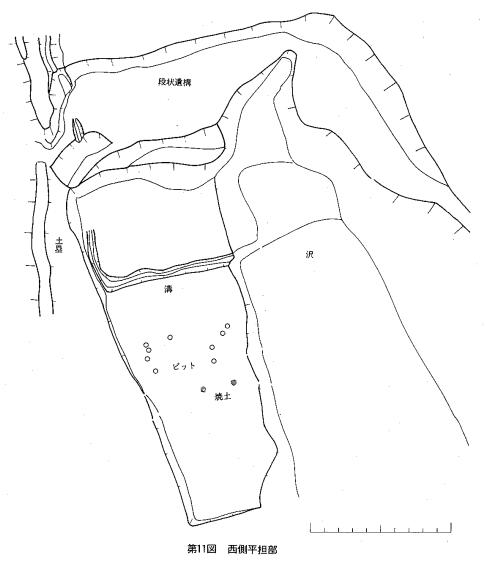
平坦部の西側から北にのびていき、平場中央部で直角に東に折れて沢に開いていく「「」 形のものである。全長14cm、幅約0.6m、深さ約10cmである。堆積土は黒褐色土である。

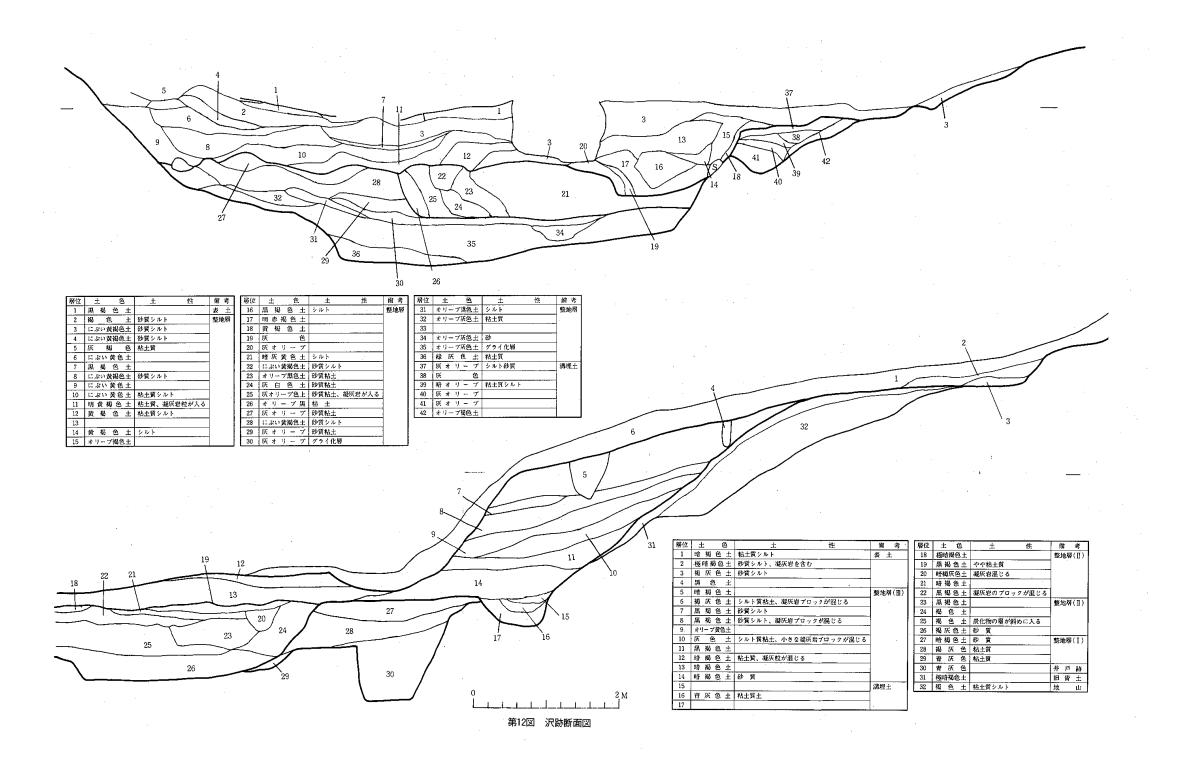
#### 

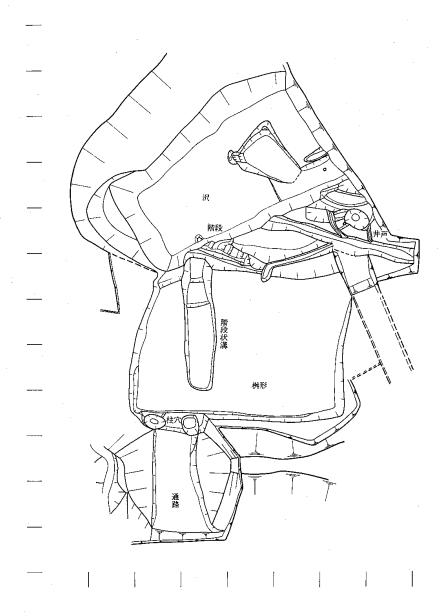
平坦部西側の土塁は、岩盤を削り出している部分と、通路を埋めて土塁とした部分からなる。 その高さは3m、基底部幅3mである。

## 整地層下の遺構

西側平坦部と東側斜面は積土による整地面である。この整地面をはずしていくと整地層の途中から底面に階段状の足場がみられる通路と考えられる長方形の掘り込みが認められる。それをさらに掘り下げると整地面下の地山を東西10m、南北13mの長方形に掘り込んだ桝形・門跡と沢部を箱形に整形した遺構が検出された。さらに沢に面した東斜面には地山を掘り込んだ井戸・溝などが認められた。



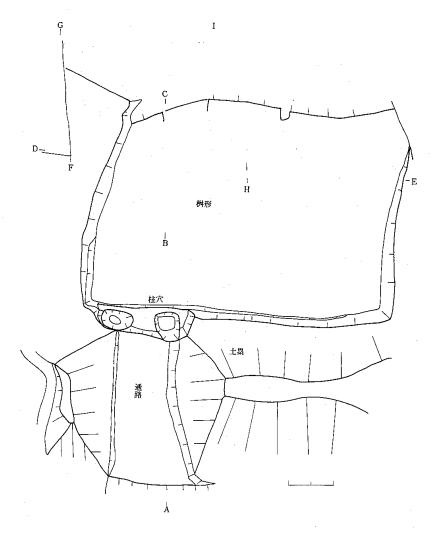




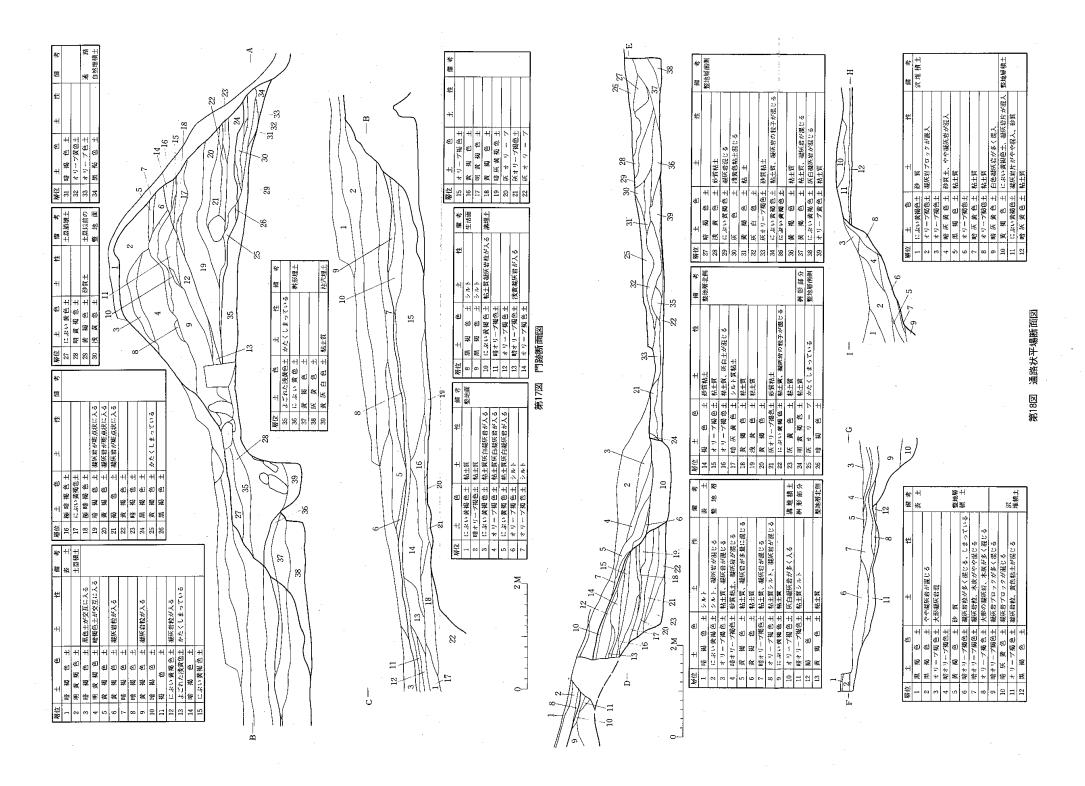
第13図 通路状平場平面図

## 通路

整地層を約20cm下げたところで中央よりやや北側に長方形の掘り込みがみられた。その規模は東西8.6m、南北2mである。深さは約50cmで地山と整地層を壁としている。堆積土はにぶい黄褐色土・黒褐色土・褐色土などが自然流入している。東側 $^{1}/_{3}$ のところから斜面にかけて底面には2段の階段状の遺構が認められる。



第14図 通路・桝形・平面図



## 門 跡

土塁の岩盤を東西に切り通した通路と東側に柱穴が掘り込まれたテラスからなる。 通路部分は長さ東西6.5m、幅2.3mの細長い通路で底面は平坦である。土塁頂部ま での高さ2.8mである。

テラスは通路から桝形部分に降りる途中にあり長さ1m、幅4mの平坦な面である。 通路から60cm低くなっており、桝形から約30cm高い。テラスの両はじに1個ずつの 柱穴があり、柱穴の間隔は2.3mである。柱穴1は長方形で大きさは長軸1.3m、短 軸1.05m、深さ50cmである。

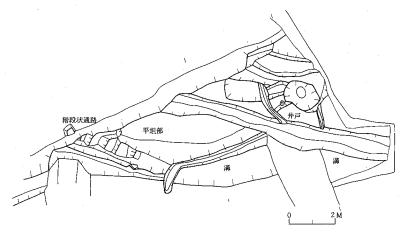
柱穴 2 は楕円形で長軸 $1.4m \times$  短軸0.95m、深さ50cmであり、いずれも柱痕跡は確認できなかった。

#### 桝 形

岩盤を掘り込んで構築している。北・西・南は壁はみられるが、東側は斜面となって沢に向っていく。平面形は長方形を呈しており、大きさは掘り込みの上端で南北13.2m、東9.8m下端で南北12.6m、東西9.3mである。桝井は人為的に埋められており、黒褐色土や明褐色土などが水平に積まれている。

## 井戸跡

桝形の東斜面の地山面で確認された素掘りの井戸である。平面形は円形で径約2mである。底面は平坦であり、壁は底面から斜めに立ち上る。断面形は台形をしており、深さは約1.5mである。堆積土は1層認められ極暗褐色土である。堆積土中から漆器椀が出土している。



第19図 通路状平場・溝・井戸・階段状通路

## 第4平場

通路状平場の南側に位置し南北15m、東西8mの狭い平場である。標高40mで沢地形より10mほど高い。遺構は礎石のある建物跡1棟と掘立柱建物跡1棟が確認されている。

#### **礎石の建物** (4-1号棟)

石は5個確認されているが北東隅の石は掘り方がみられないことで動いた可能性があり、他の4個は掘り方を伴うことで本来の位置に近い礎石と考えられる。また、ピット1・2・3・4は礎石の掘り方であることが考えられる。4-2 号棟のピットと4-3 号棟のピットを切っていることから最も新しい。

礎石と掘り方の配列状況から、桁行 2 間 (4 m)、梁間 2 間 (3.7 m) の総柱の東西棟で棟方向はN $-47^\circ$  - E である。北西隅の礎石の中央が径20cmの範囲でややくぼんでいる。桁行柱間寸法は西列が 4 m = (2+2)、東列が3.8 m = (1.9+1.9)、梁行柱間寸法は北列3.7 m = (1.8+1.9)、南列3.7 m = (2+1.7) である。礎石は楕円形で、大きさは $40 \times 30 \text{ cm}$ である。礎石の掘り方は楕円形または長方形で大きさは $50 \times 40 \text{ cm}$ で深さ $10 \sim 20 \text{ cm}$ である。

## 掘立柱建物跡

#### 4-2号棟

桁行1間 (3.2m)、梁間2間 (3.1m) の東西棟で棟方向は $N-45^\circ$  -Eである。桁行柱間寸法は、東西柱列とも3.2mであり、梁間柱間寸法は北列で1.5+1.6、南列で1.6+1.5である。

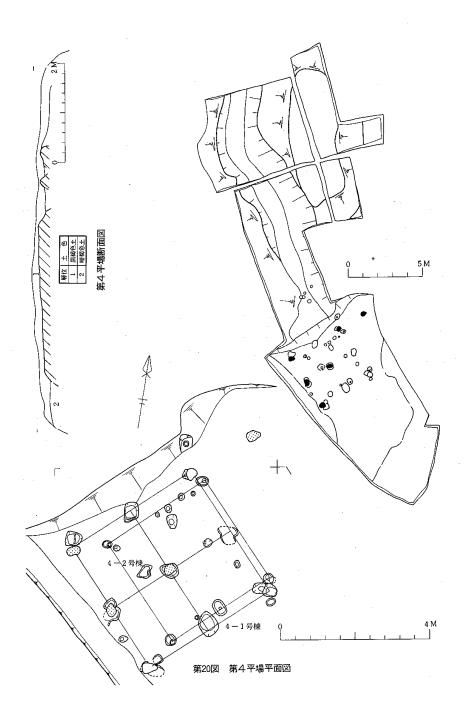
柱穴掘り方の平面形は楕円形で大きさは約 $40 \times$ 約30 cm、深さは $20 \sim 40 cm$ である。柱痕跡は円形で $10 \sim 15 cm$ である。

表土中から鉄釘が1本でている。角釘で上が直角に曲がっており下端がわずかに折損している。残存長6.3cm、上幅 $7\sim8mm$ 、下幅 $2\sim3mm$ である。

#### 第5平場

本地区は丘陵の南端にある南北40m、東西10mの平坦な平場で、標高は38.5mである。平場の北側は幅5mの腰郭3の平場に続いていき、南側は大きな谷によって区画され、八谷館と向いあっている。表坏20cmで遺構が確認された。確認面は岩盤となっている。東西の斜面は岩盤の上に凝灰岩崩壊土が堆積している。

調査区全体に岩盤を掘り込んだピットが検出された。それらは柱穴と考えられるものが多くそれぞれの組合せによって、9棟の掘立柱建物跡が検出できた。なお、20個ほどのピットは組合せ関係を抽出できなかった。



## 掘立柱建物跡

#### 5-1号棟

桁行1間(4m)、梁間2間(3.6m)の南北棟で棟方向はW $-20^{\circ}$  - Nである。桁行柱間寸法は東列3.9m(10尺)である。梁間の柱間寸法は南列で1.8mであるが、北列の棟通りの柱穴は確認できなかった。

柱穴の掘り方の平面形は略方形で大きさは約25cm、深さは $20\sim45cm$ である。柱痕跡はピット1にみられ、 $10\times11cm$ の円形で深さ30cmである。

#### 5-2号棟

3号棟: 4号棟と重複している。2号棟のP8、P4が3号棟P4、P14を切っていることから3号棟より新しい。4号棟との関係は不明である。桁行1間(4.8m)、梁間2間(3.7m)の東西棟で棟方向は $N-72^\circ-E$ である。梁間の柱間寸法平均値は1.8m(6尺)である。

柱穴掘り方の平面形は長方形で大きさは $30 \times 45 \text{cm}$ のものが多く、深さは約50 cmである。柱痕跡はピット $1 \cdot 2 \cdot 5 \cdot 6$ にみられ $15 \sim 10 \text{cm}$ の円形である。

#### 5-3号棟

2号棟・4号棟と重複しており、2号棟の柱穴2が3号棟の柱穴2を切っていることで3号棟が新しい。桁行2間 (4.8m)、梁間1間 (4m) の南北棟で棟方向はW-17 $^{\circ}$ -Nである。桁行柱間寸法の平均値は2.4m (7.9尺) である。柱穴掘り方平面形は楕円形で大きさは20~30cm、深さは30~40cmである。

#### 5-4号棟

2・3・5・6・7号棟と重複するが、柱穴の切り合いがみられないため新旧関係は不明である。

析行 3 間 (6.3 m)、梁間 1 間 (3.5 m) の東西棟で棟方向は $N-70^{\circ}-E$ である。 析行柱間寸法は北列で2.1 m (6.6 R) である。

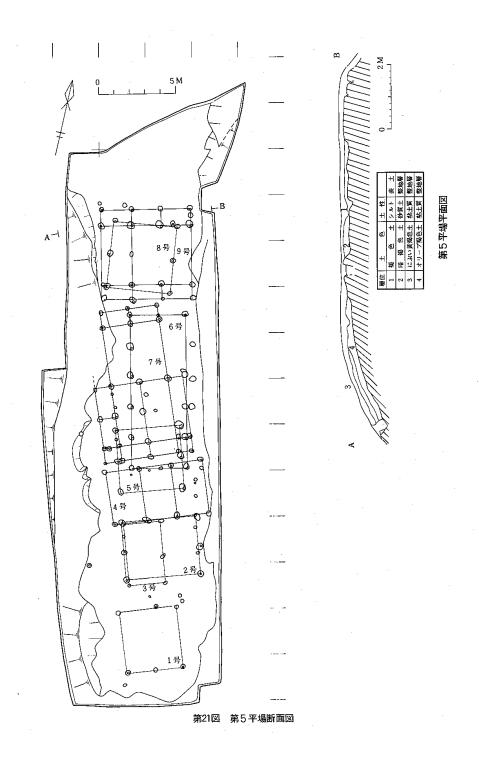
柱穴掘り方の平面形は楕円形と方形があり、楕円形は約35×25cmで方形は約15cmである。 深さは約15cmである。柱痕跡は円形のものと方形のものがみられる。深さは15cmである。

#### 5-5号棟

4・6・7号棟と重複している。7号棟の庇の柱穴を切っていることで7号より新しいが4・6号棟との新旧は不明である。

析行 1 間 (4.2 m)、梁間 2 間 (4 m) の南北棟で棟方向はW $-20^{\circ}$  -Nである。 梁間柱間寸法の平均値は 2 m (6.6 R) である。

柱穴掘り方の平面形は長方形のものと楕円形のものがみられ、長方形のものは40×35cmである。柱痕跡はすべてにみられ、いずれも円形をしており、大きさは15cm~30cmのものがみられ



る。深さは25~40cmである。

ピット6より石臼が出土している。

5-6号棟

桁行 5 間 (10m)、梁間 2 間 (3.7m) の南北棟で棟方向は $W-14^\circ-N$ である。桁行柱間寸法の平均値は2.05 (6.7R) で梁間柱間寸法の平均値は1.85 (6.1R) である。

柱穴掘り方の平面形は棟通りの柱穴は略方形で他の柱穴は楕円形のものである。方形のものは大きさが25×20で、深さ20cmである。楕円形のものは45×30cmで深さは20cmである。

柱穴の平面形は略円形で大きさは15~20cm、深さは40~50cmである。

5-7号棟

5・6号棟と重複している。柱穴の切り合いから5・6号棟より古い。

身舎は桁行 2間(7.85m)、梁間 2間(3.7m)であり、四面に幅0.9m庇がつく南北東で棟方向はW $-22^{\circ}$  -Nである。東・西面の北半には庇はみられない。桁行柱間寸法の平均値は3.9mで梁間柱間寸法の平均値は北側で1.85mである。梁間南側の棟通りの柱穴は確認できなかった。身舎の柱穴掘り方の平面形は楕円形のものと長方形のものがあり、楕円形のものの大きさは約 $40\times30$ cmで深さ40cm、長方形のものの大きさは $45\times35$ cmで深さ50cmである。側壁・底面に掘り工具の痕跡がみられる。柱痕跡は楕円形で深さ35cmである。

5-8号棟

9号棟と重複しており、9号棟の柱穴を切っていることで9号棟より新しい。 桁行2間(4.3m)、梁間1間(4.15m)の南北棟で棟方向は $W-8^{\circ}-N$ である。 桁行柱間寸法の平均値は2.15(7.1尺)である。

柱穴掘り方の平面形は楕円形で大きさは $40 \times 30$ cmで深さ $20 \sim 40$ cmである。柱痕跡は略円形で大きさは $20 \sim 25$ cmで深さは $30 \sim 50$ cmである。

5-9号棟

8号棟と重複しており、8号棟の柱穴によって切られていることで8号棟より古い。身舎は桁行3間 (5.85m)、梁間1間 (3.8m) で北面と南面に $1.1\sim0.9m$ の庇がつく東西棟で棟方向は $N-77^{\circ}-W$ である。桁行柱間寸法の平均値は1.95m (6.49尺)で、梁間の柱間寸法は3.8m (12.77尺) である。庇の出は北側が1.05で南側が0.9m で北側の出が広い。柱穴掘り方の平面形は身舎の部分が楕円形で大きさは $45\times30cm$ 、深さ40cmである。柱痕跡の平面形は円形で大きさは $15\sim20cm$ で深さは15cmである。

平場出土遺物

平坦部の北側から施釉陶器片(底部)が出土している。

## 腰 郭

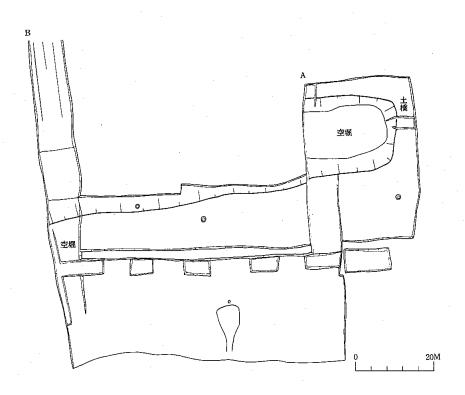
西尾根の腰郭は丘陵の西斜面に配置される。その配置は平場1の北斜面(腰郭1)、平場1~3の西斜面 (腰郭2)、平場4の西斜面(腰郭3)にみられる3ヶ所である。各々の腰郭は斜面にそった幅2~3mの通路状の平場によって連絡されている。

#### 腰郭 1

平場1の北側斜面にあり「」」字形をしている。平場1より約10m低い平坦部で東西幅10mで長さ30mである。腰郭の東側にある空掘Bは平場14・15の西側土塁と南北に併走している。空掘Bは腰郭の中央南よりで西に折れて沢に開いていくために、平場の南側には土橋状の遺構がみられ、平場の南と北に区分している。

## 平 場

平場の南側では表土下20cmでピットが20個、北側ではピットが3個確認できたが組み合うものはみられなかった。



第22回 腰郭1北側平面図

平場は南に傾斜した沢の斜面に積み土による整地を行ない平場を構築したものである。 積み土は凝灰岩混り褐色土・にぶい黄褐色土・黒褐色土を斜位に積みかさねている。

#### 土 塁

平場17 (調査区平場1) の北東隅から平場14の西縁にある土塁に続くものである。現状での高さは平場15の西側で2.5m、平場15の西側で0.5mである。平場東側の土塁構築方法は整地した平坦面に積み土を行ったもので、その規模は基底幅10m、高さ2mである。構築は積土の状況から拡張されていることがわかり2時期の土塁があることが認められた。なお、1回目の土塁の下に径40cmのピットが1個確認されている。

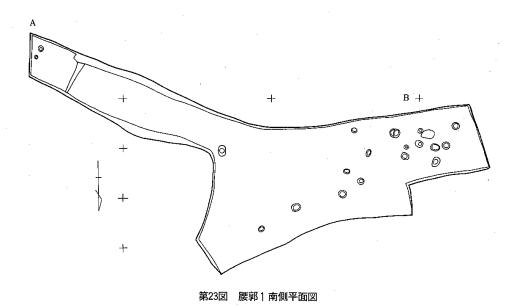
1回目の土塁は基底幅4m、残存高約2mである。積み土は内側に平行に黒褐色土・凝灰岩混りの黄褐色土を交互に積み上げた後に外側に斜位に暗褐色土・にぶい黄褐色土をさらに交互に積み上げている。土塁の内側と外側に溝状の遺構が観察できた。その規模は上幅1m、深さ20cmで断面はU字状をしている。

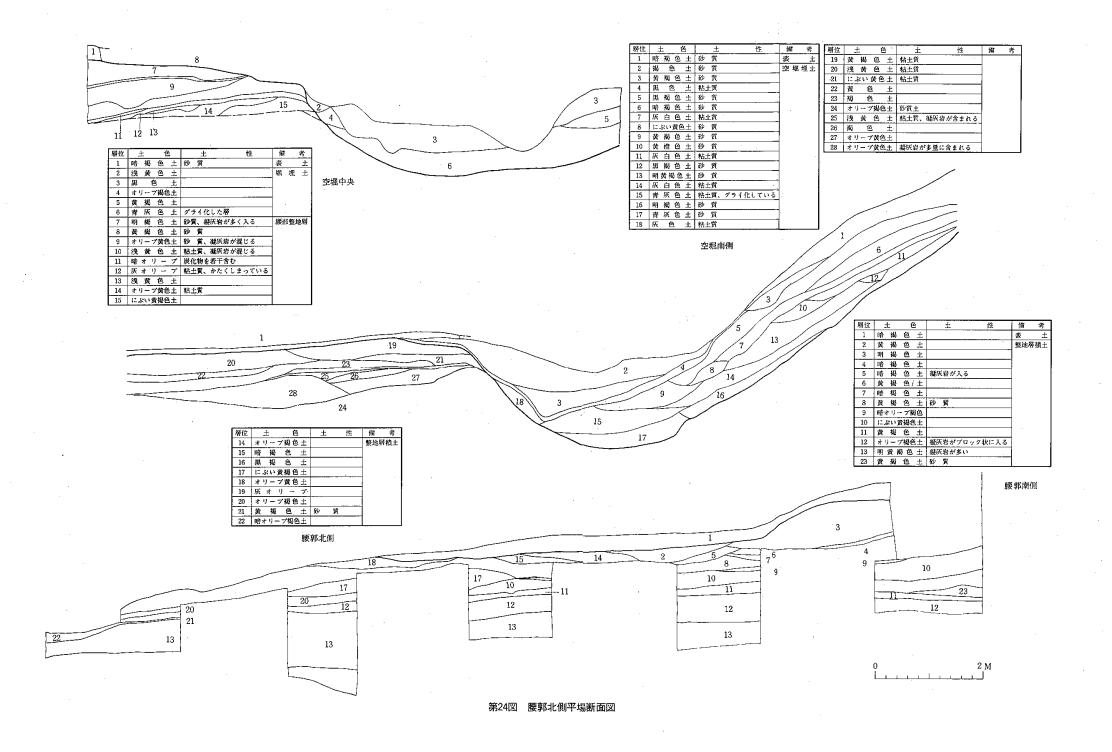
2回目の土塁は1回目の土塁崩壊土の上に積み土を行なっている。規模は基底幅8m、 高さ約4mに拡張されている。積み土は1次の土塁の外側に斜位に積み上げている。

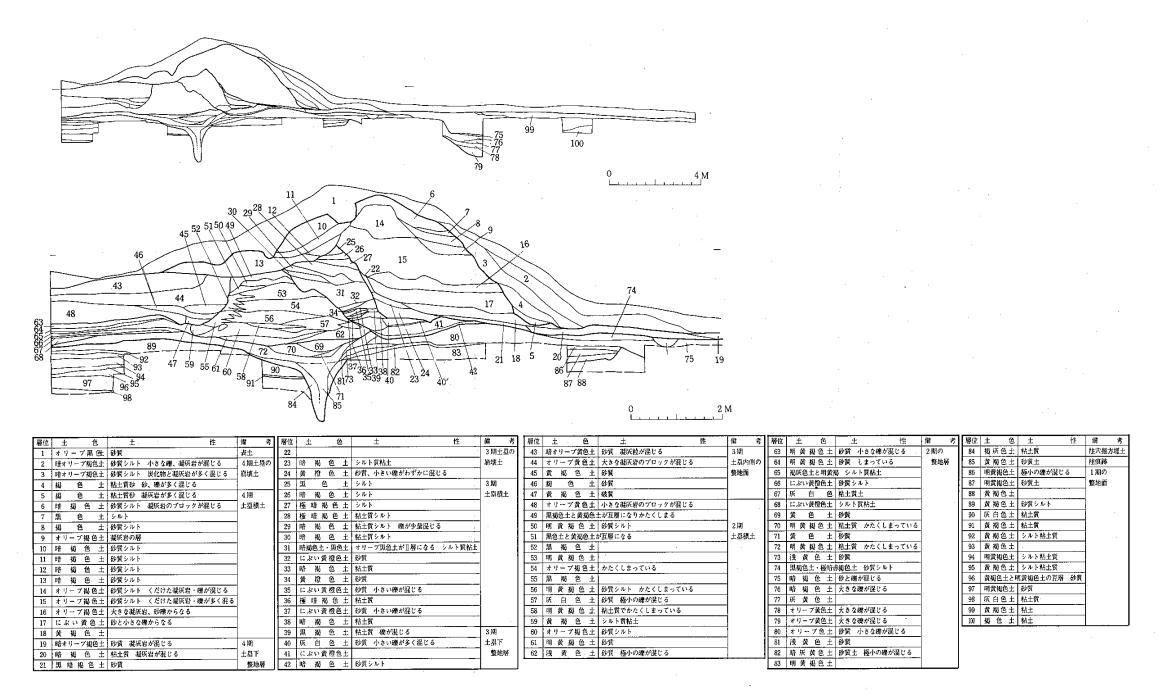
#### 腰郭2

 $1 \sim 3$  平場の西側にある平坦部でその規模は幅15m、長さ100mである。

平坦部は斜面に積み土を行なった整地面である。積み土は凝灰岩混り暗褐色・黄褐色土などである。 遺構は平場の西側に溝が確認された。







第25図 腰郭1南側土塁断面図

#### 溝

溝は平場の東側裾中央から斜面にそって南北に長いものであり、平坦部の中央と南裾の 両端で西側に折れて沢に開いていく。堆積土は3層ほど認められ、暗褐色・にぶい褐色土・ 黒色土が認められる。壁の西側は整地層を壁としており、東側は岩盤を壁としている。

表土から染付皿が出土している。

## 腰郭3

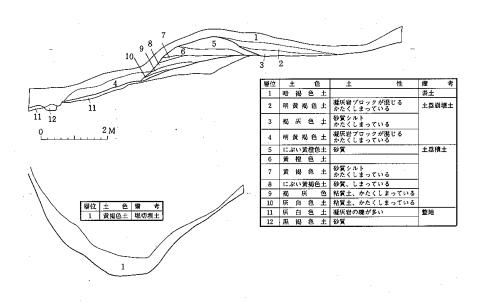
平場 4 の西斜面にあり、平場 5 の北側から続く平坦部である。平場の規模は幅10 m、長さ40mである。

#### 平 場

平場は斜面に積み土で整地を行ない平坦な面としている。表土を除去した段階で西側に土塁が確認された。この土塁が平場5の北側にある高まりと北側斜面の土塁に連続していくため平場は浅い堀状をしている。

## 土 塁

整地面に積み土を行ったものであり、長さ約25m確認できる。土塁の規模は残存高約0.5m、基底幅4mである。積み土は褐色土・凝灰岩混り暗褐色土などであり、内側から外にむかって積まれている。



第26図 腰郭2

## B. 北側丘陵

北側丘陵で調査を行った地区は頂部平場2の南西裾から西にのびる丘陵上にある。 平場13(平場6区)と平場23(平場7区)である。また、この両地区の間にある空 堀Bについてはトレンチを入れ、その幅を確認した。

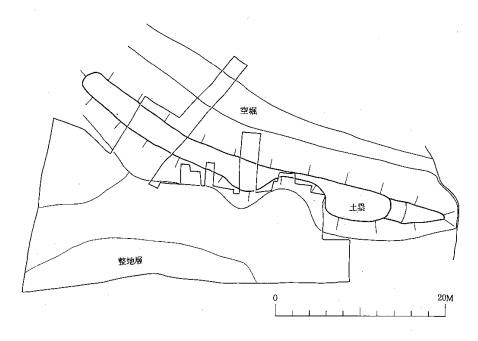
## 第6平場

平場の規模は東西80m、南北20mであり、やや西に傾斜している。南側は土塁と空堀が併行してみられ、平場14との区画となっている。北側は沢に面している。調査は平場の西側800㎡である。

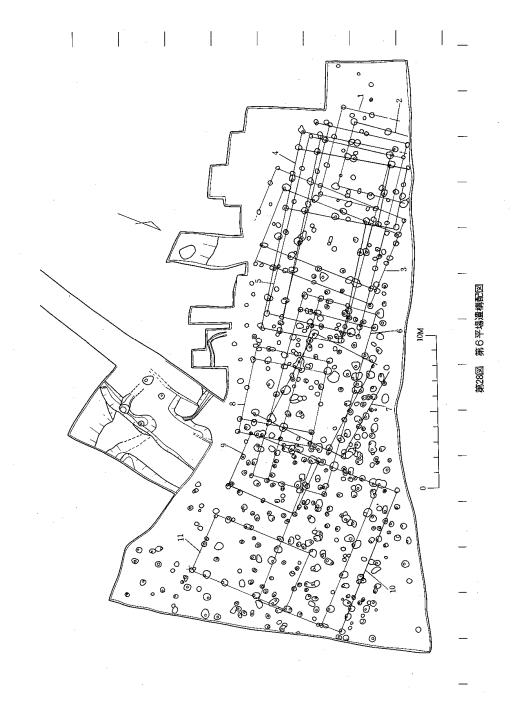
遺構は表坏20cmで確認した。遺構面は平坦であり、西側は地山面で北側中央と南西部は整地面となっている。発見遺構は掘立柱建物跡11棟、門跡・土塁・空堀である。

#### 6-2号棟

桁行2間(4.5m)、梁間2間(4.1m)の南北棟で、N-83°-Eである。北西隅は掘っていないので不明であるが地形からみてこれ以上はのびないと思われる。4号棟の柱穴を切ってい



第27図 第6平場平面図



ることで4号棟より新しい。

桁行柱間寸法の平均値は2.25m、梁間柱間寸法の平均値は2.15mである。柱穴掘り 方は楕円形で50×30cmである。

## 6-3号棟

桁行4間 (8 m)、梁間2間 (4 m) で、西・南・東の3面に幅1 mの庇がつく南北棟である棟方向はW-0° -Eである。南側の棟柱と庇の南東隅が不明である。4号棟5号棟と重複しており、柱穴が切り合っている。柱穴の切り合いから4号棟より古いが5号棟との新旧関係は不明である。

身舎桁行柱間寸法の平均値は2m(6.6尺)であり、梁間柱間寸法は2m(6.6尺)である。柱穴の掘り方は楕円形を基調としており、身舎は $50\times40$ cmで庇は $20\times15$ cmである。柱痕跡は身舎の柱穴にみられ $10\sim15$ cmの円形である。

#### 6-4号棟

身舎は桁行 4 間 (7.9 m)、梁間 3 間 (6.4 m) で、南面に幅1.2 mの庇がつく総柱の東西棟である。西列の隅の柱を利用し西側に身舎が桁行 2 間 (6 m)、梁間 2 間 (4 m) で北・西・南面に庇がつく南北棟が接続している。全体としては東西棟であり、棟方向は $N-79^\circ$  -E である。

2号棟、3号棟、5号棟、6号棟と重複する。5号棟と3号棟の柱穴を切っており、6号棟と2号棟の柱穴によって切られていることで、5号棟、3号棟より新しく、6号棟、2号棟より古い。

東側の桁行柱間寸法の平均値は1.97m(6.5尺)で梁間柱間寸法の平均値は2.13m(7尺)である。西側の桁行柱間寸法の平均値は2.4m(7.92尺)で、梁間柱間寸法の平均値は2m(6.6尺)である。柱穴掘り方は楕円形で身舎の部分では $50\times40$ cm、庇の部分は $40\times30$ cmである。柱痕跡は円形で径 $10\sim15$ cmである。

#### 6-5号棟

桁行5間 (11m)、梁間2間 (4.2m) で、4面に幅1mの庇がめぐる東西棟である。棟方向はN-81  $^{\circ}$  - E である。2 号棟、3 号棟、4 号棟と重複しており、柱穴が2 号棟の柱穴と切り合っている。柱穴の切り合いから2 号棟より古い。4 号棟との関係は不明である。

身舎桁行柱間寸法の平均値は2.1m (6.93) であり、梁間柱間寸法の平均値は2m (6.6尺) である。柱穴掘り方は楕円形を基本とし、身舎の部分では $50 \times 40cm$ 、庇ではやや小さい。柱痕跡は $15 \sim 10cm$ の円形である。

#### 6-6号棟

桁行5間 (9.55m)、梁間2間 (3.8m) で、南・西の両面に幅約1mの縁がつく東西棟である。棟方向はN-84 - Eである。5 号棟と重複しており、柱穴 $1\cdot4\cdot6$ が5 号棟の柱穴と切

り合っている。柱穴の切り合いから5号棟より新しいが他の建物跡との新旧関係は不明である。 身舎の桁行柱間寸法の平均値は2m(6.6尺)であり、梁間柱間寸法の平均値は1.9 m(6.2尺)である。

#### 6-7号棟

析行 3間 (6.4m)、梁間 1 間 (4.3m) で、4 面に幅 1 m の庇がめぐる東西棟である。 棟方向は $W-89^{\circ}-N$  である。 3 号棟、4 号棟と重複している。柱穴が 4 号棟の柱穴と切り合っている。柱穴の切り合いから 4 号棟より古い。

身舎の桁行柱間寸法の平均値は2.2m (7.2尺) であり、梁間は約4.4m (14.5尺) である。柱穴の掘り方は楕円形を基調としている。身舎の部分は60×50cmで庇の部分は50×40cmである。

## 6-8号棟

身舎は桁行2間(4m)、梁間2間(3.7m)で、西・南・東面に幅1mの庇がつく東西棟である。棟方向は $N-80^{\circ}-E$ である。6号棟・7号棟・9号棟・10号棟と重複している。10号棟の柱穴を切っているため10号棟より新しい。他の3棟との関係は不明である。

身舎桁行柱間寸法の平均値は $2 \, \mathrm{m}$  (6.66尺)、梁間柱間寸法の平均値は $1.9 \, \mathrm{m}$  (6.27尺) である。柱穴掘り方は楕円形で、身舎の部分で $60 \times 40 \, \mathrm{cm}$ 、庇では $30 \times 20 \, \mathrm{cm}$ である。柱痕跡は円形で径 $10 \, \mathrm{cm}$ である。

#### 6-9号棟

析行2間 (4.7m)、梁間2間 (4.7m) の南北棟である。棟方向はW-0°-Eである。8・7・6・10号棟と重複している。7号棟・10号棟の柱穴によって切られているため7号棟・10号棟より古いが6号棟との新旧関係は不明である。

桁行柱間寸法の平均値は2.35m(7.75尺)であり、梁間柱間寸法の平均値は1.85m(6.1尺)である。柱穴掘り方は楕円形で大きさは $30\times20cm$ である。柱痕跡は円形で径10cmである。

#### 6-10号棟

身舎は桁行 4 間  $(6.3 \, \mathrm{m})$ 、梁間 2 間  $(4.7 \, \mathrm{m})$  で、東・北面に庇がつく東西棟である。 北面の幅が  $1.3 \, \mathrm{m}$ 、東面の幅が  $1.3 \, \mathrm{m}$ である。 棟方向は  $N-90^\circ$   $-\mathrm{E}$  である。  $6.5 \, \mathrm{fm}$  ・  $7.5 \, \mathrm{fm}$  ・  $9.5 \, \mathrm{fm}$  ・ 9.5

桁行柱間寸法の平均値は2.1m (6.93尺) であり、梁間柱間寸法は2.35m (7.75尺) である。柱穴掘り方は楕円形で身舎の部分で $60 \times 40$ cm、庇部分が $30 \times 20$ cmである。柱痕跡は円形で径 $10 \sim 15$ cmある。

#### 6-11号棟

桁行3間 (6.7m)、梁間2間 (4.2m) の南北棟である。棟方向はW−0°−Eである。10号

棟と重複しているが新旧関係は不明である。

桁行柱間寸法の平均値は2.3m (7.5尺)、梁間柱間寸法の平均値は2.1m (6.9尺)である。柱穴の掘り方は楕円形で大きさは $50 \times 20cm$ である。柱痕跡は円形で大きさは $10 \sim 15cm$ である。

## 門跡

平場南辺の中央北寄りに位置し、土塁下で確認した。

1期の土塁を南北に切り通した通路と4個の柱穴が確認された。通路はB空堀から 平場に通じており、規模は上幅4m、底面幅3m、底面の長さ約6mである。

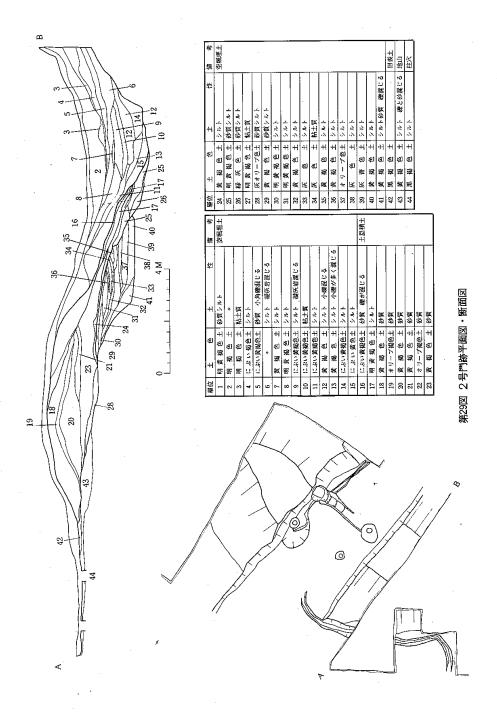
建物跡は桁行1間、梁間1間である。桁行柱間寸法は2m、梁間柱間寸法1.8mである。柱穴掘り方は楕円形で大きさは $70\times60$ emである。柱痕跡は円形で約20emである。

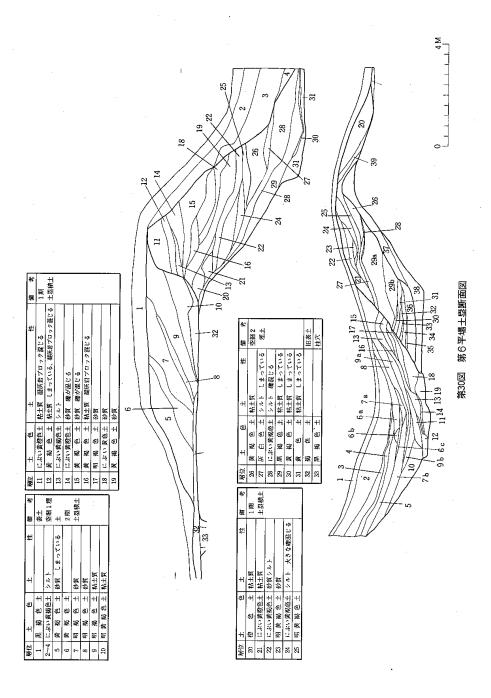
#### 土 塁

平場の南縁にあり、長さ約40m確認できる。現状での高さは2mである。Ⅲ層上面に 積み土を行なったものであり、構築は積土の状況から2時期であることが認められた。

1期 土塁の規模は基底幅 5 m、上幅1.5m、残存高約1.5mである。断面形は台形をしている。積土は明褐色土・暗褐色土・黒褐色土などを交互に水平に積みあげたものである。

2期 土塁の規模は基底幅7m、上幅2m、高さ約2mである。1期の土塁の外側にさらに積土を行なって規模を大きくしたものである。積土は凝灰岩混り褐色土、暗褐色土を外側にむかって斜位に積み上げたものである。



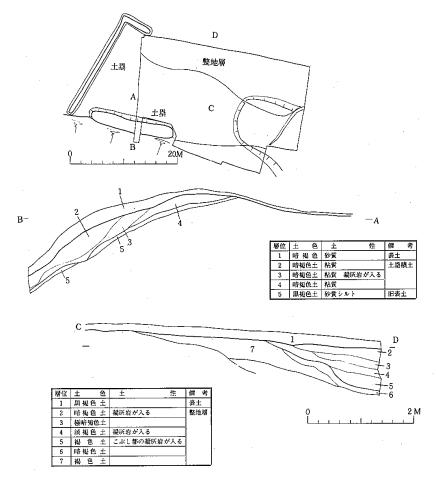


## 第7平場

平場6から空堀Bをはさんで西に張り出す丘陵上にある平担部である。丘陵先端部に東西方向の「堀切り」があり、丘陵の西側を区画している。平場の規模は東西長80m、南北幅20mで西へ傾斜する。標高は39~40mである。平場のほぼ中央付近に「□」形の土塁があり、平場が東西に区画されている。調査は土塁の東側約600㎡である。

遺構は表土下15~20cmで確認した。遺構確認面は平担であり、中央部が地山で北と南が整地面になっている。

発見遺構は柱穴群である。柱穴の組み合せによって掘立柱建物路が6棟確認できた。



第31図 第7平場平面図

#### 掘立柱建物跡

#### 7-1号棟

析行1間 (6.2m)、梁間2間 (6m) の南北棟である。棟方向は $N-10^{\circ}-E$ である。 2号棟と重複しているが柱穴に切り合いがなく新旧関係は不明である。

桁行柱間寸法は6.2m(20.4R)、梁間柱間寸法の平均値は3m(9.9R)である。柱穴の掘り方は楕円形で大きさは $40 \times 20$ cmである。深さは $20 \sim 30$ cmである。

#### 7-2号棟

桁行2間 (8 m)、梁間2間 (4 m) の東西棟である。北側桁行の中央棟柱が不明である。棟方向はW $-72^\circ$  -Nである。1号棟と3号棟が重複しているが、柱穴の切り合いがなく新旧関係は不明である。

桁行柱間寸法の平均値は4 m (13.2尺)で、梁間柱間寸法の平均値は2 m (6.9尺)である。柱穴掘り方は楕円形で大きさは $50 \times 20 \text{ cm} 30 \times 20 \text{ cm}$ などである。深さは $40 \sim 20 \text{ cm}$ である。柱痕跡は西側梁間にみられ、円形で大きさは10 cmで、深さは20 cmである。

## 7-3号棟

桁行3間 (7 m)、梁間2間 (6.4 m) の南北棟である。西列桁行の北側から2列の柱穴が不明である。棟方向は $N-12^\circ-E$  である。3号棟、重複しているが柱穴に切り合いがなく新旧関係は不明である。4号棟の柱穴の一部と柱穴が共有する。

桁行柱間寸法の平均値は 2 m (6.6尺)、2.55 m (8.4尺)がみられ、梁間柱間寸法平均値は 3.3 m (10.1尺)である。柱穴掘り方は円形で大きさは径  $30 \sim 20 \text{ cm}$  で深さは 20 cm である。柱痕跡は認められない。

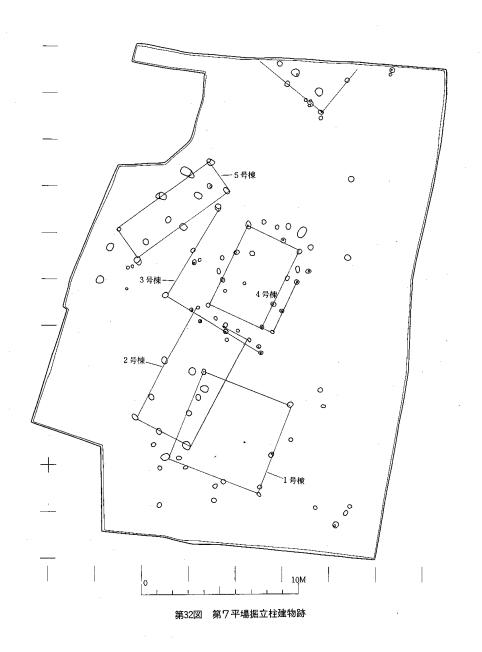
## 7-4号棟

身舎は桁行 3 間 (5.4m)、梁間 1 間 (3.7m) の東西棟で、北面に幅60cmの庇が出ている。庇は東側 2 間分だけ認められる。棟方向は $W-88^{\circ}-N$ である。 3、 4 号棟と重複しているが柱穴に新旧関係がなく新旧関係は不明である。

桁行柱間寸法は1.7m (5.6尺) と1.9m (6.27尺)で、梁間柱間寸法は3.7m (12.2尺)である。 柱穴の掘り方は方形のものと円形のものがみられる。大きさは方形が25m、円形が 径30~20cmである。柱痕路は身舎、庇とも円形で大きさは15~10cmである。

#### 7-5号棟

桁行 2 間 (7.2 m)、梁間 (1 間) の東西棟である。棟方向は $W-58^{\circ}-N$ である。桁行柱間寸法の平均値は3.55 m (11.7 R) で梁間柱間寸法は2.4 m (7.96 R) である。柱穴の掘り方は楕円形で、大きさは $50 \times 40 \text{cm}$ で深さは30 cmである。



#### 土 塁

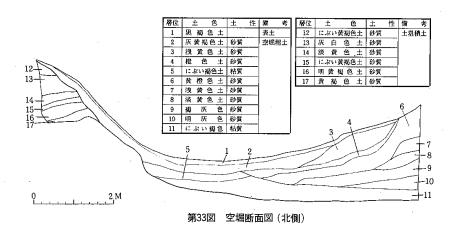
平場南縁に長さ16m確認できる。土塁の規模は基底幅3.5m、残存高40cmである。 積み土はII層上面に凝灰岩混り暗褐色土や暗褐色土などが斜めに積んである。

## 整地層

北側斜面と南東斜面の第Ⅲ層に積み土による整地を行ない平担面を造成している。 整地層の範囲は北側で180㎡、南東部で100㎡である。積み土は黒褐色土・凝灰岩混 り暗褐色土、明褐色土などで、ほぼ水平に積まれている。

#### 空堀B

空堀Bは東尾根の平場14の北側から西側斜面をめぐり、東側と西側の沢に開いていく。この空堀は北側丘陵と東側丘陵の区画と平場14の北と西の防禦施設を兼ねている。空堀の規模は総長100mで幅は5m~7mである。調査は平場14の北側(平場13の土塁4との関係)、平場14の北西隅、平場14の西側の3ヶ所行なった。



## 2. 出土遺物と年代

出土遺物には陶磁器、土師質土器、石製品、漆器などがある。

#### (1) 陶磁器

陶器には中世の無釉陶器と施釉陶器がある。磁器には舶戴磁器(青磁・白磁)・国産磁器(染付)がある。

#### 無釉陶器

無釉陶器の器種には甕・鉢がある。(第28図)

甕-甕には口縁部破片、体部破片、底部破片が出土している。

1は口縁部が折り返されて頸部に密着したN字に近い幅の広い口縁帯をもつものである。 口

縁部は内傾し、口縁上端は丸味をおびる。内外面とも横ナデ調整がみられる。色調は赤褐色である。

 $2 \sim 7$  は体部破片である。

11は底部破片である。

鉢一鉢は口縁部破片である。

8は体部から口縁部にかけて直線的に外傾し、口縁端部が尖っている。ロクロ使用で体部下半に横方向のヘラケズリ、内面にナデの痕跡が認められる。使用痕跡は明確でない。9は体部から口縁にかけて内弯しながら立ち上っていく。ロクロ使用の痕跡が明瞭である。

10は体部から口縁部にかけての破片である。体部から口縁まで内弯しながら立ち上り、口縁端部が丸いものである。

以上の甕・鉢について産地、時代についてみてみる。甕は口縁部が折り返されてN字に近い幅の広い口縁帯となる。県内でこのような特徴をもつ甕の口縁部の出土例は八谷館(大和町)・佐沼城(登米町)などにみられるが、県内の窯跡からの発見例は知られていない。このような口縁形態を県外産で類似品をみるならば、常滑産の甕に類似が求められる。常滑産の甕の中でも楢崎氏が第4~第5段階としているものに類似している。楢崎氏は第4~第5段階の年代は15世紀頃としていることから、本遺跡の甕の年代については15世紀以降としておきたい。

鉢-1に類似するものは県内で東北窯(白石市)で採集されている。県外では常滑産のものに類似品が認められて、楢崎氏の編年では第3段階以降に見られるものである。東北窯では鉢の年代を14世紀頃としている。

#### 施釉陶器

1は高台部から底部の破片である。外面の体部下端はロクロケズリされており、高台部は削り出し高台である。 釉は内面にだけみられ、 釉の色は淡黄緑色である。 胎土は灰色である。

#### 小 皿

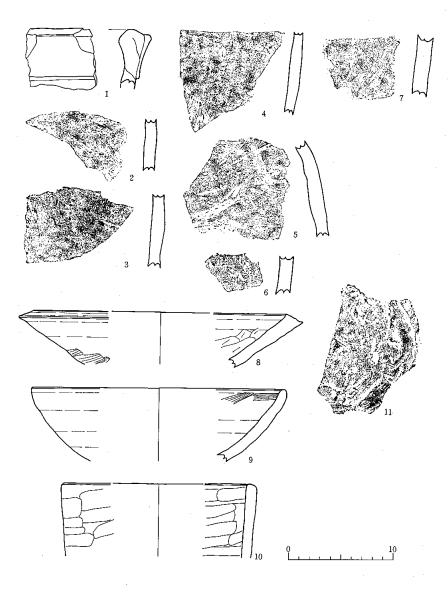
2は体部から口縁部にかけての破片である。体部から口縁にかけて内弯しながら外傾する。口縁部の内外面に施釉されており、釉の色は灰白色である。胎土は灰色である。

3は高台付の皿である。底部からやや内弯しながら外傾し口縁端部は丸くなる。口縁部の内外面に施釉されており、釉の色は薄緑色である。釉の末端に釉だまりがみられる。胎土は灰色である。

#### 鉢

4は体部から口縁部破片である。体部から口縁部にかけて直線的に外傾する。口縁部は内側

に折り返えされて口縁内部に口縁帯がめぐる。外面にロクロ調整の凹凸があり、内面は平滑である。口縁部の内外面に施釉されており、釉の色はオリーブ黄色である。胎士の色は灰白色で



第34図 中世陶器

ある。

鉢にはこの他に4より大形の体部破片が出土している(写真図版15-7)。外面はロクロ調整による凸凹があり、内面は平滑である。釉は体部上半の内外面にみられ、釉の色はオリーブ黄色・浅黄色である。釉のかからない地の部分は灰色であり、胎土は灰白色である。この鉢の破片は八谷館出土の鉢の体部に類似しており同様の器形と思われる。赤

底部から体部下端にかけての破片である。底部から体部にかけて外形しながら立ち上る。底部は揚げ底ぎみである。内面には粘土紐の巻き上げ痕がみられ、体部外面下端にはヘラケズリがみられ、内面には青海波状のおさえの痕跡がある。体部外面に釉がかけられており、釉の色は暗褐色である。胎土は褐色である。第5平場地山面で確認した。(施釉陶器の年代)

境は全体の器形は不明であるが釉・胎土などから瀬戸産の桃山期頃と思われる。小皿と小形鉢は内面と外面の口縁周辺部に施釉される特徴から瀬戸産の桃山期頃と思われる。鉢の中で体部だけのものは八谷館などで出土した深皿の釉・胎土と類似していることで古瀬戸と考えられる。このことで境・小皿・小形鉢は15世紀後半、大形の鉢は14世紀~15世紀初頃としておきたい。

壺は薄手、内面に青海波状のおさえ、体部外面下端へラケズリなどの技法、内外と も暗褐色の釉が施される点などから中国産の可能性がある。

#### 磁器

磁器には中国産の青磁が出土している。

青磁

青磁の器種には埦、皿、香炉がある。

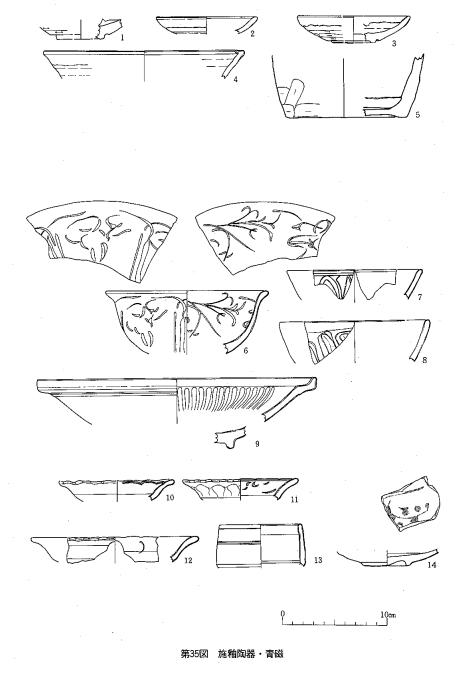
坊

6 は体部下半から口縁部にかけてのものである。口径は推定15cmである。体部から口縁にかけて内弯しながら立ち上り口縁部が外反し、口縁端部が丸味がある。内外面にヘラ描きによる草花文が認められる。釉の色は濃いオリーブ灰色で表面は光択がなく、釉は比較的厚い。胎土は灰色である。

7・8は体部から口縁にかけてやや内弯しながら立ち上り、口縁端部に丸味があるものである。7は体部外面に鎬がやや不鮮明な蓮弁文である。釉の色は濃いオリーブ色で、釉は比較的厚い。胎土は灰色である。8は体部外面にヘラ描きによる鎬のない浅い蓮弁文である。釉の色は緑色で表面は光択がなく、胎土は灰色である。

 $\prod$ 

皿は口径から12が大形品で、10・11が小形品である。



166

9は口縁部が折縁になり、端部が上にのびて丸味をおびる。外面の口縁下に低い隆 帯が1条めぐる。内側に太く浅い沈線が菊花状にめぐる。釉の色は明緑灰色である。

10~11は口縁部をくぼめて花弁状につくり出し、体部と底部の境に稜があり、稜から上は外反して立ち上る稜花皿と呼ばれるものである。10は口縁内面に線刻による二重の波状文、11は口縁内面にヘラ描による草文の1部、12は口縁内面にヘラ描による草文がみられる。

#### 香 炉

13は底部から口縁部にかけての破片である。体部から口縁部にかけ直線的に内傾し、口縁端部が丸味をおびる。底部外面はヘラケズリされている。外面の体部中央に2条の沈線がめぐる。釉は内外面にみられるが、内部底面にはみられない。釉の色はオリーブ灰色である。青磁の年代

城7は鎬が不鮮明であること、城8はヘラ描きによる鎬なしの浅い蓮弁文であることの特徴があることで明の龍泉窯後半のものに類似する。 城6の文様の類例は認められないが、大形で口縁部が外反する器形で草文や花文が描かれる例は草戸千軒遺跡や大宰府などでも出土しており、明代の青磁として考えられている。ここでも一応明代のものとしておきたい。

皿9のように折縁口縁で内面に浅いへラ描き沈線が菊花状にめぐる例は一乗朝倉館や勝沼城から出土しており明代前半頃のものとされている。皿10・11は破片であるが口縁形態などから皿12と同形態の稜花皿と呼ばれるものであり、草戸千軒町遺跡、葛西城跡の中世の遺跡から出土する明代後半とされる稜花埦に類似している。

香炉13は青森県尻八館出土の香炉に器形、色とも類似している。尻八館では元末~明初めにかけてのものとされており、ほぼその時期に考えておきたい。

#### 国産磁器

#### 染付皿

14は高台部と底部が残る。高台部はわずかに削り出されている。畳付の部分が「V」字形をしている。みこみの部分に木の実文が描かれる。文様の色は濃いブルーであり、胎土は白色である。

1は伊万里産のものと考えられる。

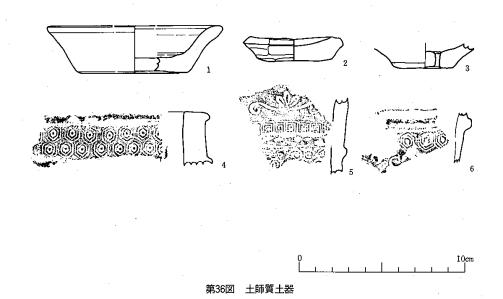
#### 土師質土器

1 は底部から斜めに立ち上り、口縁部が丸味をおびる。ロクロ使用痕がみられる。 2 は底部からわずかに立ち上る。口縁部はヘラケズリによって平坦となっている。 体部外面もヘラケズリである。

3は底部からわずかに立ち上る。口縁部は不明である。底部には5mmの孔がみられる。 火 鉢 4は口縁端部の破片である。口縁部は直立して上端は平である。二本の隆線の間に 亀甲文が二列に押印される。器面はよくヘラミガキされ黒色である。胎土は橙色で 砂を含みやや硬質である。

5・6は体部破片である。2は隆線の上に雷文、下に唐草文が押印されるものである。3は隆線の下に亀甲文が押印される。いずれも器面はよくヘラミガキされている。胎土はにぶい橙色で微砂を含み比較的硬い。

1~6の土器は中世~近世にかけてみられるものであり、特に時期は限定できない。

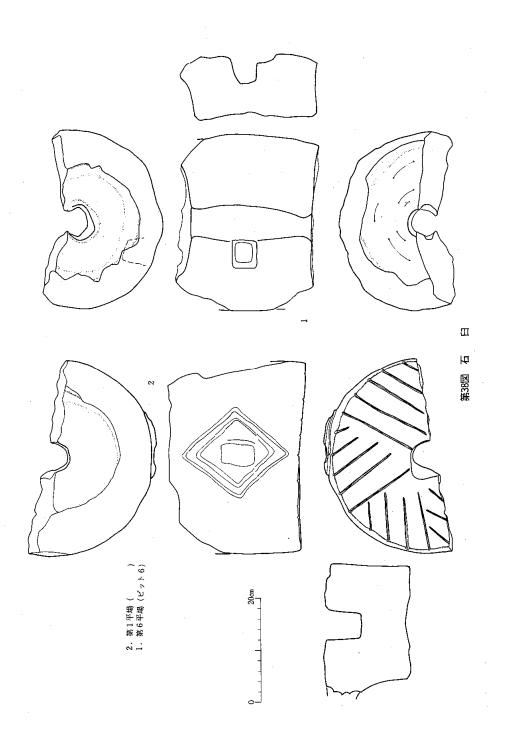


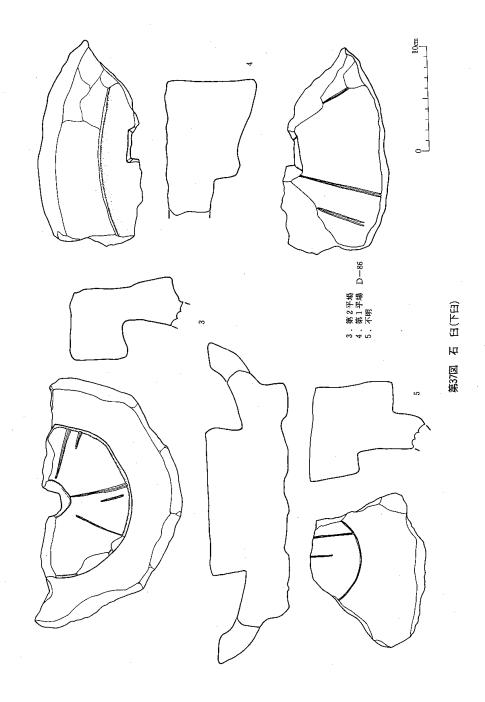
## 石製品

石製品には石臼・石鉢・石皿・硯が出土している。

#### 石 臼

1~2は上臼であり、3~5は下臼であるがいずれも破片で全体の大きさ・形は不明である。 1は全体の約まが残る破片で、大きさは直径30cm程である。周縁部の上端は欠損しており高さは不明である。側面には「挽き手」をさしこむ長方形の孔があり、挽手口周辺には二重の菱形模様がみられる。上面にみられる「ほぞ穴」は貫通している。底面の磨面には4~3条を1単位とする筋目が4単位認められる。筋目は周縁部まで達している。底面のふくみは約5mmで





ある。

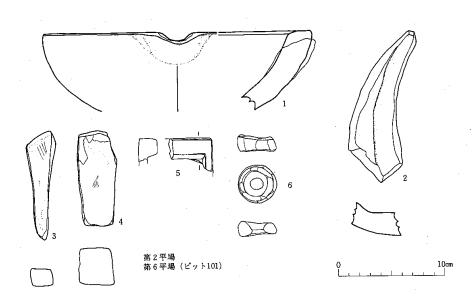
2は全体の約½が残る破片で、大きさは直径40cm程である。周辺部上端は欠損しているため高さは不明である。側面には「挽き手」をさしこむ方形の孔がある。上面にみられる「ほぞ穴」は貫通している。底面は磨滅しており筋目はみられない。底面のふくみは約4mmである。

3 は約 $^{1}/_{4}$ が残る破片で、受皿の周辺部上端が欠損しているため直径は不明である。 底面から台部までの高さは8.5cmである。台部上面の磨面には2条を1単位とする溝が3単位認められる。

4は周縁部の破片である。断面に供給口の1部が認められる。底面に3条の溝がみられる。 5は全体の約 $^{1}/_{2}$ が残る破片である。大きさは直径約 $^{30}$ cm、高さ $^{7}$ .5cmの円筒状をしている。台部上面の磨面には2条の溝がみられる。

#### 石 鉢

1は体部~口縁部破片である。口縁部が内弯ぎみに立ち上り、口縁上端が平坦で片口がつくものである。内面はなめらかな面をしている。



第39図 石製品

硯

2 は硯の海の一部分を残しているものである。整形痕が残っていることであまり使用されなかったものと思われる。

## (石製品の年代)

石臼の中で上臼1~3と下臼5は上・下でセットになるもので茶を挽く臼(茶臼と呼ぶ)として利用されたものが一般的であるが、中には火薬などを挽いたのではないかとする説がある。茶臼の使用は『故事類苑』などによると、鎌倉後半に中国から伝わった喫茶の習慣が入ってからと記されている。特に地方に喫茶の習慣が広まったのは室町時代の後半の15世紀~16世紀と考えられている。福井県の朝倉城をはじめ、福島県梁川城・秋田県鵜沼城・岩手県大瀬川館・青森県尻八館など各地の室町時代後半の館跡から出土しており、15世紀~16世紀のものとしておきたい。粉挽臼、石鉢、硯などは時期は特定できないが、中世の城館や集落跡などから出土していることで中世にも使用されていたことが知られ、本遺跡の他の中世の遺物とほぼ同時期の15世紀頃としておきたい。

## 和 鏡

1は¹/₂が残っている和鏡である。火を受けているため凸凹がはげしい。

## 銅製分銅

2は高さ4.5cm、重量90.7g(30.3匁)である。平面は六角形をしており、胴をしぼって上下2段の形をしている。最上部に径2mmの孔があいており、その下に菊座が2枚重ねられる。

#### 鉄製品

鉄製品には刀子・灯火器・釘などがある。

刀子

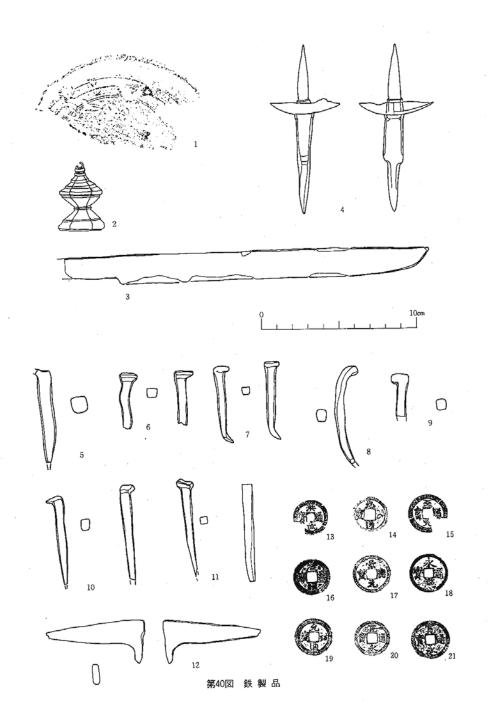
3 は茎尻が欠損している平棟平造りの片関の刀子である。現存長26cm、刃長21cm、 刀幅2.5cm、茎残存長5cm、茎幅1.5cmである。刃の断面形は三角形である。

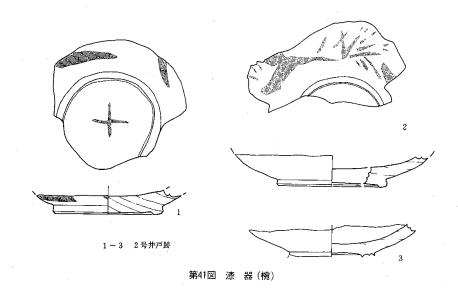
灯火器

4は**均**台のローソク立ての部分であり、支柱となる灯台などに打ち込んで使用したものである。上部は皿状のロウ受の中央に錐を立て、下部は打ち込み用に尖がっている。 銅製錘は同形態のものが一乗朝倉城跡、福島県福田村の桑畑ら出土しており分銅と して考えられているものである。

#### 漆 器

 $1 \sim 3$  は木製の漆器椀である。破損しているため全体の形状は不明である。いずれも下地黒漆の上に赤漆で絵模様(草文)が描かれている。  $1 \sim 3$  はいずれも 2 号井戸の底面から出土しているが共伴する遺物は認められない。井戸は整地以前の遺構であり、桝形などと同時期と考えられる。





# Ⅳ. 遺構の検討

発見された遺構は掘立柱建物跡・礎石建物跡・土倉跡・井戸跡・焼土遺構・門跡・ 土塁 (石塁)・溝・空堀などがある。これらの遺構の形態・規模・新旧関係・年代に ついてふれてみたい。

#### 掘立柱建物跡

掘立柱建物跡は36棟検出されている。この中で各平場の建物跡の平面形(間面)、 規模(間尺)、重複(切り合い)、棟方向は第7表のようになっている。この中で平面 形がわかるものは30棟である。

柱穴の掘り方は楕円形のものと方形のものがみられるが、ほとんどが楕円形である。 柱あたりの確認できるものは丸柱跡がほとんどで、一部角柱跡がみられた。規則性の 見られない柱が小規模の建物と考えるならば建物数は更に増加するものと思われる。

#### (規模)

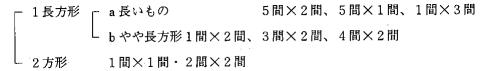
身舎の規模は第5表のようになり8号棟が5間×2間で最大であり、13号棟が1間×1間で最小である。桁行と梁間の総長比から長方形の建物と正方形に近い建物がみられる。桁行・梁間の総長をみると桁行は8~12m、梁間は3.9m~5.0mであり、桁行は6m、梁間は3mに集中する傾向がある。

(平面形)

建物跡には平面形がわかるものについて間面をみてみると、

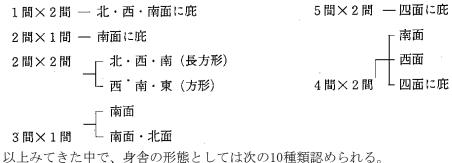
- (A) 身舎だけの建物
- (B) 身舎に庇がつく建物
- の2種類がみられる。
  - (A) 身舎だけの建物

身舎の規模から平面形が長方形のものと方形のものがみられる。長方形をした建物 には桁行が比較的長いものとやや長方形のものがみられる。



## (B) 庇をもつ建物

庇をもつ建物は10棟認められる。身舎の平面形と庇の位置によって次の11種類が認められる。 身舎



 $5 \| \times 2 \|$  4  $\| \times 2 \|$  1  $\| \times 3 \|$  3  $\| \times 3 \|$ 5間×1間 1 間×2 間 3 間×2 間 2間×2間  $3 \| \times 1 \|$   $2 \| \times 1 \|$   $1 \| \times 1 \|$ 

## (柱間寸法)

桁行、梁間の柱間寸法の平均値をみると1.8m、1.9m、2.0m、2.1m、2.15m、3.5m、 3.7m、3.9m、4.0m、4.9mなどの長さに集中する傾向がみられる。この中でも、1.8 ~2.1mの寸法が多く用いられている。なお、桁行寸法は桁間の柱間寸法より長い。 庇部の長さは桁·梁寸法の<del></del>である。

各建物跡の柱穴の配置によって求められる柱間寸法は桁行・梁間とも同一建物の中 に寸法の異なる柱間が含まれる。

#### (棟方向)

棟方向は第6表で示した如く南北棟は $W-40^{\circ}-N-N-25^{\circ}$ までの範囲に分布し、東西棟は

W-90°-N~W-58°-Nの範囲に分布する。分布の集中度をみると平場ごとにある程度のまとまりを示す。建物の大きさや棟方向は平場ごとに類似性を示していることは、遺構の立地する平場の面積によって規制を受けていると考えられる。

この中には5-9 号棟や5-7 号棟のように間仕切りが認められるものがある。また間取りや構造について小規模なものは切妻の建物とみなされる。

## 土倉跡

土倉は南北約7m、東西約6m、深さ1.5mの長方形の土壙に階段状の出入口がつくものである。床面には長方形の土壙や不規則な柱穴が並ぶ。

このように地山を掘り込んだ土壙に階段がつく遺構は千葉県大谷口城の地下式土 倉に例があり、ある種の貯蔵用の倉としている。宮城内では志津川町大平遺跡で館 跡の腰郭から同形態の土壙が検出されているが出土遺物はみられない。いくぶん形 態が異なるが、高清水町観音沢遺跡でも幅の広いテラス状の階段状の出入口と周囲 に丸木隅柱でおさえた横木、壁板などがみられる竪穴遺構(Ib類)が検出されてお り、なんらかの貯蔵の機能を有する倉跡と考えている。

本遺構の南側のは出入口から中央部にかけて床面を「□」字型に掘り周囲に周溝をめぐらし約30cm凝灰岩を敷きつめていること、周囲に不規則であるが柱穴がみられることから床の湿気防止を行ない柱を建てたことが可能性が考えられる。性格は半地下式の土倉と考えられる。

## 井戸跡

井戸跡は2基確認されている。2基とも素掘りの井戸である。1号井戸からは火鉢の破片、2号井戸からは漆器の埦が4点出土している。

## 通 路

通路跡は2ヶ所検出されており、両者とも地山を切り通し直線的状にしたものである。 1号通路は内側に2個の柱穴と長方形の桝形が付設される。2号通路は柱穴が4個確認され桁行1間、梁間1間の建物が付属する。

#### 十橋狀潰構

平場14と腰郭を連結する性格のものである。調査の結果、空堀の埋土の上に盛土していることから最も新しい。

整地層は各地区で確認されている、平場腰郭を構築するためのものである。整地層から出土している遺物はほとんど土師器であることから、初期には古い遺構があったものと思われる。腰郭1の整地層から遺物が出ている。このことから、本来は土塁がなかったものが、後に土塁を構築したものと思われる。

## 遺構の変遷

平場の遺構には掘立柱建物跡、土倉、井戸跡、平場の周囲には土塁、空堀、門跡などがみら

## 第5表 1~7平場の建物跡計測表

## 第1平場

No	棟 方 向	No	桁行×梁間
1	東 西 W-85°-N	1	4間×2間
2	東 西 W-39°-N	2	3 間×2間
3	東 西 W−40°−N	3	4 間× 2 間
4	南 北 N-7°-E	4	5 間×2間
5	南 北 N-7°-E	5 -	4間×1間
6	南 北 N-25°-E	6	3間×2間
7	東 西 W-82°-N	7	3間×2間
8	東 西 W-81°-N	8	3 間× 2 間
10	東 西 N-3°-E	10	4 間× 2 間
9	東 西 W-80°30′-N	9	3間×2間
11	南 北 N-49°-E	11	3間×2間

## 第2平場

717			
No	棟 方 向	No	桁行×梁間
1	南 北 W—42°—N	1	5 間 × 2 間
2	南 北 W-45°-N	2	3 間 × 1 間
3	東 西 N-87°-E	3	3 間 × 1 間
4	南 北 W-4°-N	4	1 間 × 2 間
5	東 西 N-86°-E	5	1 間× 2 間
6	東 西 W-9°-N	6	2 間 × 1 間

## 第4平場

No	棟 方 向	No	桁行×梁間
1	東 西 N-47°-E	1	2 間× 2 間
2	東 西 N-45°-E	2	1 間× 2 間

## 第5平場

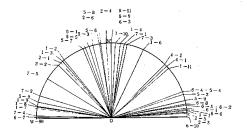
9D O	7-400		
No	棟 方 向	No	桁行×梁間
1	南 北 W-20°-N	1	1 間×2 間
2	東 西 N-72°-E	2	1 間×2 間
3	南 北 W-17°-N	3	1間×1間
4	東 西 N-70°-E	4	3 間×1 間
5	南 北 W-20°-N	5	1 間× 2 間
6	南 北 W-14°-N	6	5 間×2 間
7	南 北 W-22*-N	7	2 間×2 間
8	南 北 W-8°-N	8	2 間×1 間
9	東 西 N-77°-W	9	3 間×1 間

## 第6平場

No	棟 方 向	No	桁行×梁間
1	東 西 N —83° — E	1	3 間×( )
2 -	東 西 N-83°-E	2	2 間×( )
3	南 北 W-0°-E	3	4 間×2 間
4	東 西 N-70°-E	4	4 間×3 間 2 間×2 間
5	東 西 N-81°-E	5	5 間×2 間
6	東 西 N-84°-E	6	5 間×2 間
7	東 西 W-89°-N	7	3 間×1 間
8	東 西 N-80°-E	. 8	2 間× 2 間
9	南 北 W-0°-E	9	2 間×2 間
10	東 西 N-90°-E	10	4 間×2 間
11	南 北 W-0°-E	11	3 間×2 間

## 第7平場

201	1 -920		
No	株 方 向	No	桁行×梁間
D-1	南 北 N-10°-E	D-1	1間×2間
D-2	東 西 W-72°-N	D-2	2 間×2 間
D-3	南 北 N-12"-E	D-3	3 間×2 間
D-4	東 W-88"-N	D-4	3 間×1 間
D-5	東 西 W-58°-N	<b>D</b> -5	2 間×1 間



## 第6表 棟方向と桁・梁の間尺

桁 行

梁間

11) 1	1.1	<b>米</b> 1	ĦJ .
平均值	No	平均值	No
1.56	2-2	1.55	$4-2 \cdot 5-6$
1.83	7 — 4	1.80	1-9
1.90	1-3 · 1-10	1.85	$4-1 \cdot 5-2 \cdot 6-1$
1.93	1-5-6-1	1.86	1 - 1
1.95	$1-1\cdot 1-2$	1.87	5 <b>-</b> 7
1.96	$5-9 \cdot 6-6$	1.90	5-1
2.00	1-4 · 1 - 6 · 1 - 7 · 1 - 8 · 4 - 1 · 6 - 3 · 6 - 8	1.94	1 –11
2.02	6-5	1.95	1-6 · 1-7 · 1-8
2.10	5-4 · 6-10	1.97	6 — 4
2.13	$6-4 \cdot 6-7$	1.99	$6 - 6 \cdot 6 - 8$
2.15	5 – 8	2.00	1-4.1-3.2-4.2-5.6-3.7-2
2.18	2-3	2.05	5 5
2.23	6 11	2.07	5-8
2.25	6-2	2.10	6-11
2.28	2-1	2.15	6-2
2.33	7 – 3	2.35	2-1
2.35	$1 - 9 \cdot 6 - 9$	2.40	$1-2 \cdot 1 - 10 \cdot 7 - 5$
2.48	5-6	2.50	5-3
2.60	1 11	2.80	2-2
3.20	4-2	3.00	7-1
3.50	2-6	3.20	7 – 3
3.55	7 – 5	3.50	5-4
3.90	5-1	3.70	$6-9 \cdot 7-4$
3.92	5-7	3.80	5 — 9
4.00	$5 - 3 \cdot 7 - 2$	3.95	2-3
4.20	5-5	4.15	$6-5 \cdot 6-7$
4.80	5-2	4.70	$1-5 \cdot 6-10$
5.00	2-5	5.15	2-6
6.20	7-1		
6.40	2 - 4		

桁行		_1. 114					
ò	1 M	2 M	3 M	4 <sup>'</sup> M	5 M	6 M	
梁間							

れる。これらの遺構は各平場ごとにみると切り合い関係から3回以上の建て替えと 大きなつくりかえが認められる。この時期差を考えて推定される平場の遺構の変遷 をみていくと次のような関係がみられる。

#### 平場1

掘立柱建物跡・土倉・井戸が検出されている。この中で、それぞれの遺構での切り 合いは次のようである。

1 号棟→3 号棟

3 号棟→4 号棟

9 号棟→10 号棟

2 号棟→6 号棟

7 号棟→6 号棟

10 号棟→土倉跡

このことから遺構相互の関係をみると、次の関係が認められる。

1号棟 →3号棟 →4号棟

2号棟

7 号棟 → 6 号棟

9 号棟 →10号棟

土倉

#### 平場2

掘立柱建物跡・溝・土壙が検出されている。東側の2-1 号棟と土壙及び西側の $2-4\cdot5\cdot6$  号棟が重複している。しかし、いずれも切り合いが認められないため、整地層上遺構の共存の可能性は次の4 遺構が考えられる。

# 1号棟 2号棟 3号棟 5号棟 溝

が考えられる。

平場3

整地の上面と下部から遺構が確認されている。整地の上面からピット、溝、下部から階段上遺構、長方形の桝形・門が検出された。この遺構の相互関係は次のようである。

通路+門 → 土塁

桝形 ①井戸・溝 →②整地の平場→③階段状の通路→③沢の整形→平場の整地→溝 ⑤ピット

焼土遺構

## 平場4

礎石の建物跡と掘立柱建物跡が認められ切り合いから

2号棟 →1号棟

の関係がみられる。

#### 平場5

掘立柱建物跡が9棟検出されている。

重複関係は $(8 \cdot 9)$  号棟 $\cdot (2 \cdot 3 \cdot 4 \cdot 5 \cdot 6 \cdot 7)$  号棟 $\cdot 1$  号棟の3 グループ みられるが、柱穴の切り合いが認められるのは次の7 棟である。

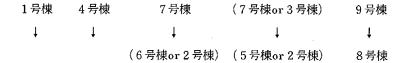
9 号棟 → 8 号棟

7号棟 →5号棟

6 号棟

3号棟 →2号棟

しかし、1と4は切り合いがないため2・3・5・6号棟との関係は不明である。 それぞれのグループの中での切り合いから、配置上同時共存の可能性は次の様である。



多い場合で5棟の配置が考えられる。

#### 平場6

掘立柱建物跡・門・土塁が検出されている。掘立柱は相互に重複している。 柱穴の切り合いは次の9棟の間に見られる。

(3号棟·5号棟→4号棟)・(4号棟→2号棟)・(6号棟→7号棟→8号棟)・(9号棟→7号棟 6号棟 10号棟)

このことから、西側では 3 号棟 $\rightarrow 5$  号棟 $\rightarrow 4$  号棟 $\rightarrow 2$  号棟の間で 東側では  $\begin{pmatrix} 6$  号棟 $\rightarrow 7$  号棟 $\rightarrow 8$  号棟 の間で連続した切り合いが認められる。しか 9 号棟 $\rightarrow 10$  員棟

し、5 号棟と6 号棟の切り合いがないため、西側と東側の新旧関係は不明である。このため、東側と西側に1棟ずつ共存する可能性がある。門跡は土塁の積み土の下から検出されたことで古い遺構群に入る。柱穴掘り方がある列をもって切り合っている場合が多く同一個所での建て替えが考えられる。

#### 平場 7

4棟の掘立柱が検出されている。1号棟と2号棟が重複しているが切り合いが認められない。このことから3棟もしくは2棟の共存の可能性がある。

## 館の構造

今回の調査から各平場内での掘立柱建物跡の建て替えの他に部分的な修築や一部 構築に関する整地事業などを知ることができた。 構築としては、第5平場をのぞいて何らかの整地事業が認められる。その方法には、

- ①、1・2・6・7平場のように平場に建物を構築するため丘陵頂部の一部を平坦な面に削平して、その土で斜面部分に積土を行ないある一定の平坦な面積を確保する。
- ②、腰郭1・2・3区のように斜面に積土を行ない幅の狭い平坦部を構築する。この時に斜面の途中に幅10mほどの平坦部をつくる腰郭2・3区のような例と、斜面に空堀を構築するため平坦部が土塁的な役割をもつ腰郭1のような例がある。

改築としては、

- 1.3区・6区の通路としていた門を埋めて土塁を築く。
- 2.1区の階段状通路を埋めて平坦部を拡張する。
- 3. 腰郭1区のように新たに土塁を構築する。
- 4.1区の十倉を埋めて平坦面をつくり建物を建てる。

の4例が認められる。 $1 \sim 3$  は比較的大規模な場合で4は小規模な場合である。このように部分的であるが $2 \sim 3$  回にわたり改築されているのがみられる。

西尾根で調査された遺構は改築や切り合いが認められ、特に平場の整地、土塁と通路の重複から館の構築をⅡ時期に分けることができる。

また、各調査区の平場相互での具体的な配置関係をつかまえる事はむずかしいが、 各平場での遺構の重複や切り合いなどから遺構の相互関係はいくぶん認めることが できる。

#### I期の遺構群

西尾根の腰郭2から平場Bにぬける通路(門跡含む)と桝形、平場2の整地層下の階段状通路、腰郭1の1期目の土塁、平場6の通路2が空堀などを利用した連絡路として利用されている。平場の遺構としては平場2の(2・7・9号棟)と土倉跡・平場4の2号棟、平場5の(1・4・7・9号棟)、平場6の(6・9号棟)がみられる。掘立柱建物跡は庇がある建物が多い。

## Ⅱ期の遺構群

通路(門)は埋められて土塁として改築されて、西から北へめぐる腰郭を通り空堀 にかかっている。

Ⅲ期の遺構は土塁や空堀に囲まれた平場に井戸、建物跡がみられ、建物跡は庇があるものとないものがみられるようになる。

平場の遺構は建て替えがみられるためにⅡ期には古い遺構(Ⅱa)と新しい遺構(Ⅱ b) が考えられる。

Ⅱa期:平場の遺構は平場1の(3・6・5・10号棟)と井戸、平場2の(1・2・3・5号棟)と溝、平場3の階段状通路と沢の整形、平場4の1号棟、平場5の(6・5・8号棟)、

御所館出土遺物

平場		器種	地区・層位		番号	器 種	地区層位
1	46	线	土 倉 12層		79	土師器?	中央部 整地層
	47	鉄 片	√ 12  √		84	須恵器	〃 整地層
	48	土 器	12局		88	糸切り底	◇ 内
	49	鈛	→ 12  ▼		72	青磁(龍泉と河北の間)	南東部 先端
	50	ホラ貝	〃 13層		75	洪武	ヶ 先端
	51	石	√ 12 √		78	鉄 滓	∞ 整地層
	52	土 器	"		80	漆	北部
•	53	漆器	*		81	?	# ピット302
	111	火 鉢	井戸		82	釿	*
	12	鉄製品	J82 ピット4		95	須惠器	※ 整地層
	5	?	J-86 表土		96	土師器坏底部	〃 整地層
	43	中世變破片	〃		55	磁器染付	表 採 北壁
	14	漆器	K-82 ピット6		104	青磁(高麗)	*
	15	上師器	K-83 ピット5		105	磁器染付(古伊万里)	. "
	6	鉄製品 他 2 点	L-81 表土		118	中世陶器体部	4
	21	土師器坏 2点	L-82 ピット8		119	中世陶器体部	"
	23	土師器 3 点	グレット10		120	中世陶器口綠部	"
	38	礁 石	L-83 ピット16	it —	121	中世陶器体部	,
	1	青磁器	L-84 ピット1		122	砚	,
	2	?	少 表土		124	須恵器甕	,
	15	青磁	ル ピットフ	通路	89	鉄 片	遺構面
	24	土師器 2 点	M-81 ピット11	- 20	83	土師器	西 部 表土
	22	鉄製品破片 8 点	M-82 ピット9	5	67	陶器 1 個体(ルソン壺)	表 採
	25	土器 1点	* ピット12	6	59	土器	ピット101
	26	磁器(黄瀬戸)	∀ ∀ √ 13	<u> </u>	60	中世陶器	ピット102
	7	土師器	N-81 表土	<del> </del>	61	石臼	ピット103
	10	<u> </u>	/ 数土	-	62	石臼	ピット104
	37	鉄製品	/ 数土		63	青磁(龍泉)	ピット105
	113	中世陶器(擂鉢)	/ 表土		65	石臼	ピット106
	3	土師器	N-83 表土		90	白磁(瀬戸)	ピット105
	28	青磁(龍泉)	/ ピット15		102	中世陶器	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	11	?	0-81 表生		58	土器	東 部 表土
	36	鉄製品	ク 教土		44	陶器	表 採
		线	0-84 表土		57	釘	3× 1×
	40	<b>鉄破片</b>	0-86 表 土		68	銭・青磁破片 (龍泉と河北の間)	*******
	41	鉄製品	/ <u>表</u> 土	ļ. <del></del>	91	寛永通宝	,
		<u> </u>		-			
	42	El Charles	0-86 表土		98	<b>3T</b>	*
	8	鉄製品	P-82 ピット2		99	陶器(黄瀬戸)	<u>"</u>
	39	釘	P-85 ピット17		100	寛永通宝	*
	9	鉄製品	Q-83 ピット3		101	小刀	, ,
	66	齊磁破片(龍泉)	表 採	<u> </u>	106	陶器(瀬戸)	
	92	青磁器(高麗青磁)	*	<del></del>	64	有孔円礫(?)	トレンチ埋土
	93	天日茶碗	,	7	69	鉄破片	整地層 東壁
	94	陶器(黄瀬戸)	*		54	鉄破片	北東部 表土
	97	陶器(黄瀬戸)	*		56	鉄破片	表 採
2	73	刀子	ピット301	腰郭1	45	中世襲破片	トレンチ東
	77	鉄 滓	整地層		126	須芯器饗	表 採
	110	磁器染付	L-81 表土	1	71	中世陶器	土塁下
	17	至元通宝	0-73 表土	腰郭 2	70	磁器(古伊万里)	表 採
	29	釘	0-75 ピット1	不 明	107	天目茶碗	不 明
	34	土魳器 5 点	0-76 表土	L	108	青磁器底部(龍泉)	*
				1	109	磁器(古伊万里)	4
	19	鉄製品 2 点	0-77 表土				
	19 20	鉄製品 2 点	0-77 表土 2 表土		112	火 鉢	*
					112 114	火 鉢 中世陶器插鉢	*
	20	鉄製品 2 点	<b>9</b> 表土			中世陶器描鉢 中世陶器描鉢	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	20 16	鉄製品 2点 ローソク立で	9 表土 P-73 表土		114	中世陶器播鉢	,
-	20 16 31	鉄製品 2 点 ローソク立で 刀 子	ゥ 表土 P-73 表土 P-75 ピット3		114 115	中世陶器描鉢 中世陶器描鉢	*
-	20 16 31 33	鉄製品 2 点 ローソク立で 刀 子 骨 2	ク 表土 P-73 表土 P-75 ピット3 ク 表土		114 115 116	中世陶器播鉢 中世陶器播鉢 中世陶器播鉢	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
-	20 16 31 33 18	鉄製品 2 点 ローソク立で 刀 子 背 2 青磁	9 表土 P-73 表土 P-75 ピット3 タ 表土 P-76 表土		114 115 116 117	中世陶器播鉢 中世陶器播鉢 中世陶器播鉢 中世陶器播鉢	**************************************
-	20 16 31 33 18 35	鉄製品 2 点 ローソク立て 刀 子 骨 2 青磁 土師器	*     表土       P-73     表土       P-75     ピット3       *     表土       P-76     表土       北西部		114 115 116 117 123	中世陶器證鉢 中世陶器證鉢 中世陶器證鉢 中世陶器證鉢口縁部 砥 石	**************************************
-	20 16 31 33 18 35 74	鉄製品 2 点 ローソク立て 刀 子 骨 2 青磁 土師器 磁器口縁部(唐津)	<ul> <li>表土</li> <li>P-73 表土</li> <li>P-75 ピット3</li> <li>数土</li> <li>P-76 表土</li> <li>R-76 表土</li> <li>北西部</li> </ul>		114 115 116 117 123 125	中世陶器描鉢 中世陶器描鉢 中世陶器描鉢 中世陶器描鉢口縁部 砥 石 須恵器蓋	0 0 0 0
-	20 16 31 33 18 35 74 76 103		タ 変土     P−73 変土     P−75 ピット3     変土     P−76 変土     R−76 変土     北西部     変地     変地     変地		114 115 116 117 123 125 127 128	中世陶器描鉢 中世陶器描鉢 中世陶器描鉢口楼部 砥 石 須恵置蓋 須思器變吃部 須思器變吃部 須思器變体部 2	7 7 5 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
-	20 16 31 33 18 35 74 76	鉄製品 2点 ローソク立で 刀 子 骨 2 青磁 土師器 磁器口縁部(房津) 土師器?	ク     表土       P-73     表土       P-75     ピット3       タ     表土       P-76     表土       R-76     表土       北西部     ク       整地層		114 115 116 117 123 125 127	中世陶器描鉢 中世陶器描鉢 中世陶器描鉢 中世陶器描鉢口縁部 砥 石 須恵器蓋 須恵器蓋	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7

平場6・5・7・10号棟、平場7の(1・2・3号棟)などが考えられる。

IIb期: この時期は IIa期に比べると遺構の数は少なくなる。平場を連絡するものとしては平場3と平場2を連絡する溝状の通路が認められ、沢はある程度埋まっていたようである。この時期には平場1の(1・4号棟)、平場2の(4・6号棟)と焼土遺構・平場3のピット、焼け面・溝・井戸・平場2の2号棟、平場6の(4・2号棟)、平場7の4号棟が考えられる。

以上のように館の構築の変化と建て替えから I 期・II a期、II b期と考えてみた。 このように、大規模な土木工事によって初期の平場・遺構が構築されその後に数度 の改築と掘立柱建物跡の  $2 \sim 3$  回建て替えが行なわれた。

この改築をみると西尾根の初期の遺構は3区と6区の間、1区に通じる階段状の遺構が認められることから比較的開放的な館であったと考えられる。Ⅱ期になると門・通路・平場を埋めて土塁を再構築したり、沢地を箱形に整形して防禦的に改築したといえる。 各遺構の出土遺物をみると第2表のようになる。

これらの遺構や館跡から出土した遺物は中世の無釉陶器、施釉陶器、中国産の青磁、白磁、染付、国産の磁器、鉄製品、石製品(石臼・鉢・スズリ)などである。これ等は14~16世紀のものと考えられた。

このことから館跡の存続期間は14~16世紀と考えることができ、構築時期はさらに さかのぼる可能性がある。

## V. 歷史的環境(中世)

## 1. 周辺の歴史

黒川郡は鎌倉時代に入っても平安時代にひき続き黒川郡と呼ばれる地域と大谷保と呼ばれる地域に分かれる。黒川郡は現在の大衡村、大和町、富谷町で。大谷保は大郷町である。黒川郡はさらに新田、北迫、西川と呼ばれる地域に分かれていたとされる。新田は竹林川と宮床川流域(宮床・吉田)、北迫は善川流域と鶴田川流域(大和・大衡)、南迫は西川流域(富谷)と考えられている。

文治5年の源頼朝の奥州合戦の後、鎌倉幕府の支配する地域となり陸奥国にも郡地頭が任命された。『奥相秘鑑』によると黒川郡には千葉氏の一族である東胤頼に地頭職が与えられたとされているが明確でない。陸奥国の各地方の地頭補任の例をみるとその本領が関東地方にあり自ら下向することなく庶子かその一族の者、あるいは家臣を代官として派遣し所領管理にあたらせる傾向がみられる。黒川郡についても同様のことが行なわれたものと思われる。

黒川郡に関係した地頭職補任についての文書はみられないが、建武三年十一月九日付の「高

師直施行状」などを見れば、足利尊氏が三浦貞連の遺子に、黒川郡内の南迫・北迫 の地頭職を認めていることがわかる。(県史206)。

この史料から黒川郡のうち南迫は北条氏領(北条時村女子)、北迫は渋谷平四郎、児玉小太郎らの北条系の得宗御家人が村地領職をもっていたが、建武三年に北条系没収地として南迫・北迫の地頭職が三浦氏に与えられたことが知られる。

この他に、鎌倉時代~南北朝にかけて黒川郡に関係した史料には県史28~444がみられる。このことから、北条実が成田村に、相馬弥五郎行胤が新田村に、千葉胤康が新田村に、菅原氏が大谷保、三宅、泉田、ふえふきの3ケ村に地頭職をもっていたことが知られる。これは、中央での「和田の乱」、「安達の乱」以降、南迫・北迫・大谷保の一部が北条氏の直轄領及び得宗領となり、北条一門や渋谷氏・児玉氏・菅原氏の得宗御家人による村支配が行なわれたことを示すと共に、千葉・相馬氏などの有力御家人の村支配も部分的にあったことを示す史料である。また、鎌倉時代後半から南北朝の頃まで、黒川郡北部の一部と賀美、志田両郡には河内四頭と呼ばれる渋谷氏、泉田氏、四方田氏、大椽氏の四氏と細川氏がいたとされている。この北迫、南迫の村に地頭職があった児玉、渋谷の両氏と地頭職を認められた三浦氏について、これ以降の史料は見当らない。

南北朝時代の後半になると、斯波・吉良・畠山・石塔の四探題の争いの中で、斯波氏が志田郡師山に本処を移し、大崎氏と称して大崎地方に強力な地盤を築いていった。この過程の中で明徳二年(1391)大崎氏は二本松の畠山氏領である加美、黒川両郡を押領し、これ以降、大崎氏はしだいに県北西部まで勢力を拡大していった。このため黒川郡は一時期大崎氏の根本領地として表われる。しかし大崎氏の黒川郡支配経過を示す史料は残っていないため、その状況については不明である。

この後、応永2年(1395) 黒川氏が伊達政宗(九世)の摩下に入った記録が『伊達正統世次考』にみられる。この記録によると「黒川氏が政宗の摩下に入る際に黒川郡内の渋谷氏、細川氏などを帰服させた」とある。このことは大崎氏の支配の下にある黒川郡の領主層の中から、黒川氏が1390年代以降台頭してきて、大崎氏に対して独立性のある国人として勢力を拡大して黒川郡の地侍達を家臣に組み入れていた過程を示すものと考えられている。

1450年以降になると『余目記録』にみられるように、黒川郡と大谷保は天文5年 (1536)頃に伊達氏の影響に入り、その下で黒川郡は黒川氏、大谷保は宮沢氏、留守氏などの勢力がおよんでいった。

その後、伊達一門である飯坂清宗の子である景氏が黒川氏に入嗣するまでの動向については 不明である。黒川左衛門大夫景氏の名は古川城攻撃に参加した軍勢の中にみられることから天 文四年(1535)には入嗣していたものと思われる。これ以後、稙国、稙家、晴氏と四代続き伊 達の陣営に属したが、方留守氏、大崎氏などとも婚姻を通じて交渉が保もたれていた。

景氏は新たに鶴巣館を築き御所館から移り住んだといわれる。記録として見られるのは 黒川景氏が天文年間 (1532~1555) の大崎氏の内訌で古川城に出兵、天文10年 (1541) の 伊達氏の天文の乱で伊達晴宗についたこと、また、黒川晴氏が天正16年 (1588) の大崎氏 の内紛で伊達氏の出兵に際し反旗をひるがえしたことに関するものである。

このことは、戦国時代後半(1500年代)の段階で一郡を支配下に治め他に勢力を広げようとしていた時期と考えられている。しかし、天正18年の豊臣秀吉による奥州仕置令で黒川郡は伊達領に入ることになった。伊達政宗は黒川晴氏の処罰を行なうとともに領内では太閤検地が駒場・大森・奥田・大平・舞野・鳥屋などに実施されて検地張が残っている。

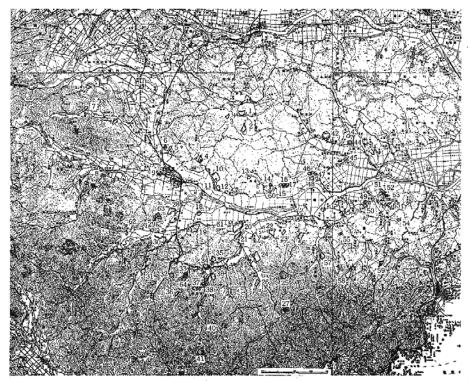
### 周辺の館跡について

中世の黒川郡の地侍層や館跡についての史料は非常に少ない。しかし、現実に中世に構築されたと思われる城館が59ヶ所知られている。村落に対し支配権や動員権があった故に館の構築が可能であったものであり、館跡の存在が逆に地侍層の有無を示すものといえる。

現在判明している当地方の館は59ヶ所であり、それに相当する館主の存在が予想される。これは城館が同時に機能していた場合であり当然時期差が考えられ、実際に同時に機能していた館はもっと少ないものと考えられる。

江戸時代初期に編纂された『仙台領古城書立え覚』には33ヶ所の館跡が記載され、その中に天正頃まで居住したと伝えられる館主が見られる。また、河北町細川家から発見された文書には「黒川郡三千九十九貫三拾三城アリ……」とある。このことから江戸時代初期には33ヶ所の館が館主と共に伝承として残っていたことが知られる。この『仙台領古城書立之覚』の編纂は館の廃棄から時期を経ていないことから、戦国末期の館の実数に近い数字を示していると考えられる。

天正年中黒川郡城主黒川左馬頭晴氏 入道月舟斎追而安芸守事大崎家兼 第二男修理大夫宗頼ノ末**元**ナリ或云 最上右京大夫氏家第三男子直始テ 称黒川或云鎌倉管領基氏ノ子 此所に封シ受テ為称号ト右月舟斎 御家麾下や先年新沼合戦ニ敵対 松山ニ引取大崎没収ニ及ヒ追而伊達政景ヲ 以赦免ヲ包リ 黒川郡三千九十七貫三拾三城アリ中楯城ニ 細川弥次郎ト申右月舟斎麾下アリ 御所館城黒川晴氏居先年足利為氏 ノ子鎌倉基氏ノ流ナルヲ以テ御所ノ 称号アリ右晴氏ノ子甚三郎春氏ト申 住居セリ



第42図 黒川郡の館跡

番号	遺 跡 名	立 地	備考	番号	遺 跡 名	立 地	備考	·番号	遺跡名	立 地	備考
1	長者城跡	丘 陵	大	23	八津八城跡	丘 陵	大	45	鶴 館 城 跡	丘 陵	大
2	猫ノ森館跡	*	衡	24	佐 和 城 跡	*	和	46	石原東館跡	9	#5
3	駒 場 館 跡	*		25	小屋館跡	*		47	石原北館跡	*	
4	腰 館 跡	*		26	小谷城館跡			48	石原南館跡		
5	古城館跡	*		27	小鶴沢館跡	4		49	館越城跡	丘陵頂	
6	大衡城跡	,,	Į	28	馳 収 城 跡	丘陵上	富	50	築 館 城 跡	丘 陵	
7	折口館跡	٠		- 29	門前城跡	. "	谷	51	花 楯 城 跡	丘陵端	
8	麓 堀 跡	*	大	30	堂 屋 館 跡	*		52	大 楯 城 勝	丘 陵	
9	吉 岡 古 館 跡	台 + 地	和	31	熊谷館前	丘陵先端		53	小鶴丸館跡	*	
10	御所館跡	丘 * 陵		32	南楯城跡	*		54	藻 沢 館 跡	*	
11	八谷館跡	*		33	小国館跡	*		55	赤間館跡	*	
12	八谷古城館	*		34	奈良木城跡	丘陵上		56	土 橋 古 城 跡	*	
13	要 害 館 跡	*		35	大 重 館 跡	*		57	小屋城跡	*	
14	古 館 跡	*		36	鹿鼻爺跡	*	·	58	川内小屋館跡	*	
15	西 館 跡	*	IL	37	兵六館跡	*		59	大谷館跡	4	
16	中橋城跡	*		38	熊野館跡	*		60	雅薬師磨遊仏	磨態仏	
17	東館館跡	*	L	39	鳥屋又遺跡	*		61	日光山遺跡	丘陵麓	
18	下草古館跨	自然提防		40	小谷館跡	*		62	信楽寺跡	*	
19	鶴 巣 館 跡	fr. 192		41	小野目館跡	*		63	館 山 経 塚	丘陵頂	
20	北目大原館跡	,		42	大 涨 館 跡	丘 陵	大	64	穀 田 経 塚	中級	
21	天神 館 跡	*		43	築 館 跡	4	郷	65	道山作経塚	丘陵斜面	
22	泉館跡			44	物見山館跡	丘陵斜面					

中世の館跡

大	和	<b>m</b> Ţ								·			
				文		<del>-</del>					献		
館	名	仙台領古城書	1:	仙台領古城書立	之 覚	封 内 名 蹟	志	奥羽観蹟聞老志補修篇	<b>着卷之八</b>	奥羽觀顕聞老志	卷 之 八	封 内 風 土 記 巻	
②(八 :	谷 城)	城主 八谷越前守 天正年中迄居住 18間-38間	相川	城主 八谷冠者 永禄年中迄居住 東西18間 - 南北38間	蒜 袋	城主 八谷冠者	相川	東西18間-南北38間		八谷冠者	相川	八谷冠者	相川
③(八 :		城主 八谷冠者 20間-15間	相加	城主 八谷冠者 東西20間一南北15間	相川							不明	相川
中楯	城跡	城主 和川彌次郎安芸守家臣 天正年中 12間-30間	三ケ内	城主 細川彌次郎 天王年中 東西12間 —南北30間	三ケ内								
北目大			北目太崎	東西34間-南北14間	北目大崎							大番士八谷権右衛門	北目大崎
御 所 ①(御 所 ②(石	館 跡 術城) 神 館)	黒川安芸守先祖 I間-44間	大 平	城主 不明 東西17間一南北44間	蒜 袋	城主 不明 鎌 倉	蒜 袋	東西27間一南北44間		黒川氏祖	蒜袋	無川氏祖 鎌倉	蒜袋
	路 城)	城主 大平孫左衛門 天正年中迄居住 18間-40間	大 平	城主 大平孫左衛門 天正年中迄居住 東西18間一南北40間	大平								
		城主 黒川安芸守晴氏 元禄年中迄居住 25間-30間	下草	城主 黒川安芸守遙氏 永禄年中迄居住 東西25間一南北30間	下 草	城主 黑川安芸守晴氏 永禄年中	下 草	東西229間一南北30間		黒川安芸守晴氏 永禄中	下草	黒川安芸守晴氏   永禄中	下 草
④(鶴 下草己 ①(古	丁城 跡		下草	城主 古陸奥守政宗 元和年中9年居住 東西46間一南北68間	下草								
天 神	館跡						<u> </u>						
小鶴 ii				城主 不明 東西60間-南北36間	小鶴								
古食					<del>                                     </del>								
吉岡古											7		
要 害 ①(要	館跡		松坂	城主 松坂周防 天正年中迄居住 東西南北46間	松坂					·			
佐 和		城主 跡部将監 文禄年中居住 40間-50間	幕 柳	城主 跡部将監 東西40間一南北50間	幕 柳							跡部将監	幕 柳
	館 跡 屋 城)	城主 郷右近可斉 天正中迄居住 39間-41間	太田	城主 郷右近可斉 天正年中迄居住 東西39間一南北41間	太田								
1)(1)	城)	城主 入生田右兵衛佐 文禄年中迄居住 11間-24間	吉田	城主 入生田右兵衛 文禄年中迄居住 東西21間-南北24間	吉 田							入生田右京	吉田
	手城跡	城主 鴇出信濃 26間-26間	宮 床	城主 鴇田信濃 天正年中迄居住 東西 9 間一南北30間	宮床							<b>输田信</b> 濃	
①(八 #	車八城)	城主 不明 15間—18間	大平	東西15間-南北18間	大平		-						
	館跡					-	_		-		<del>                                     </del>		
西	u M	<u>.                                    </u>	<u> </u>			<u> </u>	1	<u> </u>	<u> </u>			<u>.l </u>	

當	谷	脚丁

	PH)											
館名			文			•		献				
AA 13	仙台領古城	\$ 1:	仙台领古城書書	立 覚	封 內 名 蹟	芯	奥羽视蹟聞老志補修算	育卷之八	奥羽觀蹟間老志考	多之八	封内風土記巻	之九
兵六館跡			-					_				T
鳥屋又遺跡										1		+
	城主 鈴木美濃 天正年中迄居住 50間20間	明 石	城主 鈴木美濃 天正年中迄居住 東西50間—南北20間	明石							鈴木美濃	明石
南 楯 城 跡 ①(南 楯 城)		富 谷	城主 白石伊勢 東西 5 間 - 南北15間	富谷	-						白石伊勢	富 谷
	城主 成田外記 天正年中迄居住 13間 — 31間	之関	城主 成田外紀 天正年中迄居住 東西13間-南北30間	之関							成田外記	之関
門前城跡①(門前城)		二之関	城主 二/関紀伊守 天正年中 東西43間南北36間	二之関							二関紀伊	二之関
	城主 成田源兵衛 天正年中迄居住 東西50間-南北14間	成田	城主 成田源兵衛 天正年中迄居住 東西50間 - 南北14間	成田							成田源兵衛	成 田
小国館跡												1
熊 谷 館 跡 ①(熊 谷 城) ②( 〃 )		富谷	東西23間一南北6間	富 谷							往古戦国時郷土	
	城主 大童豊後安芸守家臣 天正年中迄居住 7間-18間	今 泉	東西7間一南北18間	今 泉	城主 安芸守家臣大童豊後	大 葷	東西7間一南北18間		安芸家臣大童豐後	今 泉	黒川家臣大童豊後	大 童
<b>鹿 鼻 館 跡</b> ①(鹿 鼻 城)		殺田	城主 □□子之品聢 東西34間—南北18間	殺 田								
奈良木城跡 ①(桜田城) ②(桜岡城)		富谷	東西6間-南北10間	富谷							不明	
小 谷 館 跡												
<ul><li>聴取城跡</li><li>①(馳取城)</li><li>②(馳取城)</li><li>③(端取の城)</li><li>④(端取城)</li></ul>	城主 黒川甚三郎春氏 54間-42間	志戸田	城主 黒川長太郎春氏 東西54間 — 南北42間	志戸田	城主 安芸守長子黒川三郎春 氏	忠) 田	東西54間一南北42間	-	安芸守長子三郎春氏	志戸田	黑川安芸守長子三郎春氏	志戸田
(5)( · )				•								

#### 大 街 オ

6th #2			文						ř	状		
館 名	仙台領古城	出。	仙台领古城普立	之 覚	封 內 名 蹟	志	奥羽観疑聞老志補修篇卷之	之八 奥	羽觀蹟聞老志卷	之八	封内風土記卷	之 九
駒 場 館 跡 ①(小 星 城)	城主 児玉右近 天正年中迄居住 38間-10間	駒場	城主 児玉右近同苗惣九郎 天正年中迄居住 東西38間 - 南北10間	駒 場								
長 楯 城 跡 (打 館)												
腰 館 跡 (奥田館跡)									,		黒川家臣細川彌次郎	奥田
析 口 館 跡 (大瓜古城跡) ①(古 城) ②(古 城)	城主 福田太郎左衛門 永禄年中迄居住 44間-24間	大 瓜	城主 福田太郎左衛門 永禄年中迄居住 東西44間-南北24間	大 瓜								
大 衡 城 跡  ③(大 衡 蠝)  ④(大 衡 蜡)	天正年中迄居住 38間-18間	大 衡	東西34間-南北18間	大 衡	城主。安芸守家臣大衡治部	大 衡	東西38間一南北18間	家臣人	大廣治部	大 衡	大衡治部 灭正中	大 衡
猫ノ森館跡												
古 城 館 跡	城主 治部大輔老父住 25間-12間	大衡	城主 大衡治部大輔   天正年中   東西25間   南北12間	大 衡								

今回調査した御所館は、黒川氏の1390年頃~1540年頃まで居城とした所で駒場小谷館・八谷館等は在地の領主が城を築いた所であるとされている。

この他に館跡は郡内に数多くみられる。これらの配置を『仙台領古城書立之覚』などにみられる館主との関係でみていくと、御所館・鶴巣館の館主である黒川氏と従属関係にある者が多くみられる。このことから、伝承としてでも戦国後半の黒川郡において黒川氏は重要な位置にあったことが想像される。

この黒川氏が『伊達正統世次考』や『留守文書』に見られる黒川氏と同一として考えることができるならば、在地に成長した地侍が村落支配を進める段階で館を構築し、しだいに黒川氏の支配下に組み入れられたことを示すものと思われる。

		大窪館 一 (宮沢氏)
	大松沢	築 館 — (佐藤氏)
大	人位机	南楯
		小屋城 —(石原氏)
	· .	月館
谷	大 谷	楯 越 — (岡氏)
	人分	大 楯
		花 楯 一(賀沢氏)

### 御所館についての記録

御所館の名称および位置について記載した中世の史料は見られない。

館に関する初見は、延宝年間に編纂された『仙台領古城書立覚』で、蒜袋村の項に御所館と八谷館の2つの記載がみられる。その後、『仙台領古城書立』、『封内風土記』、『奥羽観跡聞老誌』(享保4年)『封内名跡誌』(寛保年間)などにこの2つの館の名称が見られる。しかし、それぞれの位置関係についてはいない。その後、明治・大正に『大日本地名辞書』、『黒川郡誌』ではその規模などから落合蒜袋にあるものを御所館としている。

### ○館の規模

館の規模については『仙台領古城書上』などに「東西十七間、南北四十四間」とあり、約東西31m×南北80mの地域を示している。館全体の地形も現在考えられている範囲でなく、東側丘陵を示しているものと考えられる。

蒜 袋 村

1 御所楯城 東西17間

南北44間

- 1 良方東北長362間高サ1丈5尺之土手形 高6尺の土手アリ同所826間之地形アリ同 西ニ20間高サ1尺之土手アリ
- 1 同乾方10間に18間之地形有リ
- 1 東ノ方ニ12間ニ12間之地形有リ北長30間 高5尺之土手形アリ同12間66間3段之地 形アリ同12間54間3段下リ地形アリ同北 之方ニ山續6間ニ10間之地形アリ右間數山壹ツ ヲ切立地形援候故本丸ノ圍1ツニナル

### 館主について

右城主聢卜不相知御所楯卜申傳候 1 説二八黒川安藝守先 祖當國下向之最初取立被申候共申候安藝守先祖八尊氏將 軍御子孫鎌倉將軍左馬頭基氏之御末故子孫相絶系圖退轉 卜申傳候

としており館主の存在した年代と具体的な氏名についてはふれていない。『仙台領内 古城書立之覚』などでも同様である。

また、江戸時代中頃に編纂された『新棋陸奥風十記』(保田)の鶴館の項に94のような記

載がみられる。この記録は黒川氏が御所館から鶴巣館に移ったことが伝えられている初期の資料と思われることで、館主については伝承として江戸時代まで残っていたと思われる。明治~大正に入って「姓氏家系大辞典」「大日本地名辞書」、には奥州三御所の「黒川御所」と関係ある館として記載がみられる。『黒川郡誌』などでもこれを受けたかたちで館主として黒川氏をあてている。

本遺跡の所在する大和町蒜袋地区は江戸時代に入って「寛永検地帳」に記載されていた黒川郡蒜袋村であるとされている。この記録から本地域は江戸時代初期には村として存在したと推定されている。それ以前についての字名は不明である。天正18年の「天正検地帳」に隣接する地域に舞野、大平の村名がみられること鎌倉・室町期には古文書にみられる黒川郡南迫に属していたことは明らかであることから本地域にも何らかの形で村落が形成されていたものと考えられる。

注 御所館の所在地について、仙台叢書『仙台領古城書立』では大平(現在の大衡村のこと)となっている。この大平村所在については書出しの際にあやまったものか、村境が現在と異なっていたかは不明であるが、他の資料で蒜袋となっていることから一応、落合蒜袋として考えておきたい。

### 御所館の館主について

このように中世の黒川郡は大まかに(千葉・北条・相馬)→畠山→大崎→黒川の各氏によって支配されてきた。この中で、御所館、八谷館の位置する地域は南迫、駒場小谷館の位置する地域は北迫となっている。特に3ヶ所の館が営まれたと考えられる時期には、黒川郡は大崎氏及び伊達氏の影響を受けながらも黒川氏を軸にして展開したと考えられる。

北迫地区についてみると鎌倉時代は郷・村を1つの単位として地頭がおさめていたが、南北朝以降に、畠山氏の恩賞地を経て、大崎氏の領地としてあつかわれるようになり、一時期黒川郡の大部分が大崎氏の支配になっていく。この時に「大崎実記」などにみられるように大崎氏の一族である家持などが黒川郡の黒川御所に居住していたことが伝えられるが正否はわからない。その後、大崎氏に変って黒川氏が支配した。

黒川氏については、『伊達正統世次考』によれば応永2年(1395)に政宗の麾下に入ったとされ、それ以前については不明である。このほかに、『余目記録』の中に「黒河殿六代にてたえ給ふ」という記載がみられる。この『余目記録』は1514年頃の記録であり比較的信頼性のあるものとされている。このことから六代(約1代15~20年とすると約100~120年)逆のぼらせると1380~1410年の頃が初代となる可能性が考えられる。

館跡は14世紀~16世紀に使用されていたこと、黒川郡内で最も規模が大きいこと、 郡内の中心にあることなどから館主が黒川氏である可能性は比較的高いといえる。 黒川氏は月舟斉晴氏の代に秀吉の奥羽仕置によって滅び、一族は離散している。そのため黒川氏関係の資料が散失しているといえる。従って『黒川郡誌』、『宮城県史』、『大和町史』の編纂の中で残存資料の収集、採録などが行なわれているが非常に少ない。

これらの中で、黒川氏関係の資料としては「文書」、「記録」、「系図・過去帳」、「軍記物語」などがみられる。

「文書」は「留守文書」「伊達家文書」「相馬文書」などが知られるが、黒川氏に関しては影氏、晴氏に集中して書状が採録されており、それ以前の黒川氏については不明であるため系図を補いえない(黒川氏関係文書)。

「記録」は公記録に類するものでありさかのぼって記されるものがみられる。「奥州余目記録」、「伊達正統世次考」、「性山公治家記録」の中には黒川郡の他の豪族の行動などもかなり客観的にとらえることができ、前述した文書の時代的限界を補うものとして参考となる。

この記録の中で黒川氏についての記録の初見は「余目記録」の「黒河殿六代にてた え給う」である。「余目記録」の黒川氏の記載は1400年頃のものと考えられており、 黒川氏の初代はそれ以前6代さかのぼることができる。

#### 系図

黒川氏の系図は従来流布しているものが多く、次の1~9がみられるがその内容については明確でない。

黒川氏の出については次のような説がある。

1. 斯波兼頼の孫、最上氏直を祖とするもの

『寛永諸家譜』・『黒川氏系図』・『伊達世臣家譜』など

2. 関東公方足利基氏の後裔とするもの

『伊達正統世次考』など

3. 大崎一族とするもの

### 『大崎実記』

いずれの説が正しいか不明であるが、御所館が築城されたと考えられる14世紀の状況を考えてみると、大崎氏が黒川郡を支配した後に出羽の斯波系から文明年間に氏直が入って来た可能性が高いと考えられる。

#### 系図

- 1. 寛永諸家譜(最上氏)国立公文書館所蔵―山形市史― 氏直―一応永二十六年六月二十八日死 黒川と号す
- 最上家譜 (東大史料纂所影写本)
   氏直 号 黒川殿 応永廿六ノ六ノ廿人卒
- 3. 最上氏系図(『寛政重修諸家譜』所収) 氏直 黒川を称す 応永二十六年六月廿八日死す
- 4. 兼頼公系譜(山形市七日町 光明寺所蔵) 氏直 黒川殿
- 5. 最上家系(光明寺本) 氏直 黒川殿 子孫 今号芦川
- 6. 最上家系図(宝鐘寺本) 氏直 黒川殿 兼頼二男
- 7. 最上家系図(義光山常念寺本) 氏直 黒川殿 同三男
- 8. 最上出羽守義光系図(菊地蛮岳旧蔵) 氏直 黒川殿 応永廿六年六月十八日逝去
- 9. 最上・天童・東根氏系譜
  - -家兼 ─ 陸奥 黒川郡

氏直 — 黒川殿 応永廿六年六月廿八日逝去

於公之指麾,也。

鎮撫一任,足下,也耳恐々隨言,黑川殿藤原暗宗。自,老父所,可見處分量及是非哉。且大崎家中之事其以後如何。近日断,育問不,勝懸念,抑於,五颗所帶為,先年之首尾,败,就此等,近日断,育問不,勝懸念,抑於,五颗所帶為,先年之首尾,败,就此等,

方大將在椰子信夫邊小藥川日雙問安房宗秀父子信夫父子國分宗網深谷家中三分一所等也五那殿實元為一父子國分宗網深谷家中三分一所等也五那殿實元為一村隆顯二本松發氏-植松份義懸田俊宗義宗父子,相馬顯村隆顯二本松發氏,植松份義懸田俊宗義宗父子,相馬顯宗公徒,于白石城,之後或亦引,入於羽州長井,也爲公者田前軍中或陣,于懸田或陣,于石丹田藥川杉目八町目等。哺前軍中或陣,于縣田或庫,于石丹田藥川杉目八町目等。哺

「新撰陸奥風土記」

一鶴館跡 - 黒川郡下草村に在り黒川安聡守居れり永錄年中迄居る裏初

り郷人御所館と辯す源基氏の分流に して室町の氏族故になみてかに同郡薪袋村御所 館に居れり黒川氏の先祖鎌倉より來り此所に居

成水三十一年八月三月六 会は銀公成水三十一年八月三月六 会は銀公本一年八月三月六 会は銀公子

サー金谷をはられ、川澤光公とはまる大人

「寛永諸家譜」

在水二十六年六月十八日水

桃林源できる 保園

196

良者。自,與州葛四始封空岐守清重,七代之孫也。爭亂以後。 相侵陵以取郡邑以故其別領不一定云。 磐城石川白川會津長沼猪苗代斯波森貫和賀遠野等。互 大崎、葛西、家上、宮城、黑川、國分、亘理、相爲、田村、二本松、塩松 也。此時未見對乎。本有遊谷細川等知行也為西陸與守滿 見封乎。抑亦其後見後奪呼。黑川郡者源姓黑川氏之別,領 本領也。而以,令謂、國詮分郡、觀之。當時大崎氏非、舉、五郡、全 詮持朝臣子也如此則加美郡元非島山國詮分郡大崎之 那。左京大夫滿詮朝臣者。大崎四代直持朝臣孫。左京大夫

谷

圖。以家乘爲,與州管領。又古記皆以,家乘爲,初風。直持爲二二 ○又按。世傳大崎系圖。直持爲第一代,除,家兼,然諸家大系 文元年八月至二子羽州山形是 第上氏之元祖也或日繁賴 决焉。又按"家爺次男直持弟。修理大夫兼賴為出羽國司"延 辅。古紀爲刑部大輔家繁,南朝記爲武部大輔直持。官名未 代。系圖家兼為伊豫守左京大夫。直持為,左京大夫治部大 延文三华始就,國矣

耳於和田橫山土屋等亦分賜之。其所以知者如於和田誠 內四頭。其後令其一門吉良、畠山石堂石橋、互管、領之。或分 臣所謂相馬。亘理國分留守首藤、長江、登米。萬西等是也川 ○又按。文治五年賴朝卿滅縣衡之後。分其郡邑以賞賜功 又按東鑑日。文治五年九月廿日。與州羽州等亦。吉書始之 取郡赐三浦義村。栗原郡中三迫赐。縣民部大夫行光是也。 亡之時,分其閱國。貨其有功之中。以、遠田郡賜北條泰時,名 一谷知行。在,志田及黑川桃生郡中。此五郡非,止專賜,四頭, |郡所,詔志田、遠田、栗原、加美、玉造也。長世保在,黑川郡,乎。 [請,管領於京都,韓氏卿於,是乎。命,家兼父子,以來云。川內 北任,阿管領也。至,建武之比。川內四頭。拒管領石堂不、從 五郡。長世小田二保。陽、之於泉田、遊谷、上形、狩野。是名川

〇亘理黑川属,旗下。字多、名取、宮城深谷、松山入,手奏。儿 令 氏卿之子孫也。或曰。廣上第二代右京大夫直家之三男。 按照川源氏未詳其出自或曰。録倉管領足利佐兵衛督

> 川之守護源氏之時。而其郡中遊谷細川等歸服矣乎。字 名取宫城皆郡名也名取有秋保茂庭福田泉田栗野等數 家宮城留守氏。及宮城氏世領之。村岡八幡等分領之。其郡 直始称無川是也。世々領無川郡因為氏。此時未見置無

黑川郡主也源姓家系不,群或日最上右京大夫谊家三男 一千騎向,于西北二門。黑川左衛門大夫景氏內崎左馬助宗忠。 一字相摸守景宗愿田中務大輔俊宗武石兵庫頭宗衛長江播 騎自向子南門。伊遂宿老牧野安藝宗與濱田伊豆宗於各率 地森兵部宮崎民部島高右近。其外海谷之兵也。碰宗即一千 直始稱:黑川是也或曰銀倉管領基氏卿之末裔也。其子

也。庶幾能有,料簡。見,加,意見於景氏父子。互細附,假屋糊 頭不具。 九 那

П

詳謂暗宗公置諮問於古川城者。蓋人以爲有與義直通不 不,得已而許諾之公因許使,之行,於大崎也二郎置醫固未 主。且約先為後直發子後嗣、家督也平、悉者義直雖不之好 皆經,我也故其家臣請以小僧殿配於高乘女以為大崎之 最多焉後皆為大崎黑川之臣者狹其嫡流也。川內謂大崎 州之役有戰功。受封于本州姚生志田黑川三郡之中。支流 知,行相換國繼谷莊內福田鄉。因稱,之,文治五年賴朝卿 也福田本施谷氏先祖雄谷莊司重國次男武藝權守實 今按"福田若狹右近父子"而黑川郡大瓜城主黑川 其子乃稙國。後稱。修理大夫。黑川與大崎,接境故欲如此有 飲造,小僧殿,敢。次郎復指,別人平,最氏者黑川左衛門尉也。 一世雖其弟義直嗣其家。泊家風發微不用其令者衆矣。多 耶也。小僧殿者公之子後名,義宣l也大崎彦三郎殿高兼 氏家臣

〇此前後有公與福田當其略曰。風聞且使大崎大村境絕 家能相談娶境中靜謐,矣以此背觀,之器川大崎皆能從 衙此以後有如此事可以私其罪以為境壞言之於卿耳

败

# 餘目記錄寫

世へ九代、山形殿へ九代、黑河殿へ六代ニてたて給ふ也世へ九代、山形殿へ九代、黒河殿へ六代、大崎八十一代、御恵殿へ四代ニ成給ふ、一追符野殿へ六代、大崎八十一代、海南部殿へ甲斐國下て六代なり、葛城殿へ家□まて十六代、斯南部殿へ甲斐國下て六代なり、葛城殿へ家□まて十六代、斯南部殿へ甲斐國下て六代なり、葛城殿へ家□まて十六代、斯南部殿へ田寺國下で六代なり、葛城殿へ家□まて十六代、斯京との代。成給ふ、一追符野殿へ六代、大崎八十一代、御世へ九代、山形殿へ九代、黑河殿へ六代ニてたて給ふ也世へ九代、山形殿へ九代、黑河殿へ六代ニてたて給ふ也世へ九代、山形殿へ九代、黑河殿へ六代ニてたて給ふ也

### 留守系譜

### 正景

**輔源氏直之女** 州宮城郡南宮庄、此時正景年三十七、其家母黒川冶部大州宮城郡南宮庄、此時正景年三十七、其家母黒川冶部大宗 (東京十三月七日爲留守顯宗之嗣繼留守家、時歲十九、 東源十年三月七日爲留守顯宗之嗣繼留守家、時歲十九、

○天正十八年春、 ……留守正景以有國中亂故ヲ不赴(尔地築館居二十有二年也 松某君、依之退之、是以後村岡村曰利府、而後正景ト彼於其君、依之退之、是以後村岡村曰利府、而後正景ト彼

於黑川祁相川時爲留守家之接兵而戰死、年五十八、一百高森留守出羽守藤原郡宗召與黑川美濃守源氏房陣足倚於關東管領足利左兵衞督成氏朝臣寬正六年四月居於宮城郡高崎村、因以爲氏號、明應七年九月二十居於宮城郡高崎彥三郎從六位下越中守監忠 高崎彥三郎從六位下越中守

法誠得慶、號化度寺、母同景時、

# ○景廉

而下總守景氏長男也、長男景憲爲繼嗣、 他留守家、景歷年崗過、知命、產一女、配子大衡 是出羽守滿直第二男奧陽之中部縣令黑川治部大夫氏 正玄孫黑川下總守瀬景氏之第五男黑川郡大衛邑主大 一方玄孫黑川下總守瀬景氏之第五男黑川郡大衛邑主大 一方玄孫黑川下總守瀬景氏之第五男黒川郡大衛邑主大 一方玄孫黒川下總守瀬景氏之第五男黒川郡大衛邑主大 一方玄孫黒川下總守瀬景氏之第五男黒川郡大衛邑主大 一方、配子大衡 一次、配子大衡 一次、配子大衡

法誹陽山松翁、號青龍院、母相馬大騰大夫平盛胤女慶長十四年正月十一日卒於磐井祁一ノ關、年七十八、

〇先,是公任,大騰大夫,年月不,詳。

五郡住栗原郡小野後或住加美郡中新田。世是郡大崎五郡住栗原郡小野後或住加美郡中五造志田遠田栗原中軍。且退。治石堂氏。以安定奥羽云。家兼延文元年。六月四奥州管領。與其子式部大輔直持,共來降于奥州縣。 南朝家氏住下總國大崎。家氏曾孫家貞次男。左京大夫家建補家氏住下總國大崎。家氏曾孫家貞次男。左京大夫家建補

## (2) 黒川氏関係文書

天文十五年三月十二日宣旨上卿 動修寺大納言 \*黑川景氏下總守補任口宣案 左衞門少尉源景氏

宜任下總守

藏人頭右中辨藤原晴秀奉

源種國修理大夫補任口宣案

天文十五年三月十七日宣旨上期 藤中納言 從五位下源種國

藏人頭左少辨兼近衛權介藤原國光素

宜任修理大夫

日野資將添狀

自筆候、尤御面目不可過之候也 恐々謹言 今度武家御宗之事、爲春善上人被申条、則令言上候處、被染御

三月十三日

資 將 (裏判あり)

Л 殿

612 \* 葛西晴信書狀

[伊達家文書]

申理候、外間内儀本意之外訖候、將亦其元へ照河始境之面々、 候、雖幾度之申事候、當口取成、于今無是候間、屆之爲使者不 口干戈于今停止無之候、一途御計策以、安全之御取成干要第一 稍久布其元樣躰、其听得無之候條、寅夕御床敷令存候、隨而其

[留守文書]

露間、令存略候 恐々謹言

祭 川 (花押) (黒川景氏) (黒川)

[下飯坂文書]

690

大崎義隆書狀

伊達殿

間、閣筆致候事候 恐々謹言

下飯坂壹岐守殿

彼方可爲傳達候、當二日名生在城相移候、如何樣自是可申談候

亦此表之儀無指儀候、近日、晴氏在陣候諸口々談合候、委細自

進、失本意候、然而政宗被屬本意之由、旁々以可爲快悅候、將

其以降音絶、無心元存候間、內々可及一翰覺悟候處、還而御注

爲奉公被相登候、拙子滿足御同前候、御珍布子細候者、可被露

伊達西殿

信(花押)

回章候、諸委期後音不具候 恐々謹言 八月一日 (天正五年カ)

黑川景氏、同晴氏連署狀

[伊達家文書]

**发**元內々雖及意見侯、不被致信用侯、雖然、引詰意見申度侯、 先日中野大膳亮方以御內分申入候、政景ト村岡御間、無樫候、 (穀時) 歸陣候間、爲御屆、晴氏登米へ罷下、一兩日□罷登候、隨而、 態令啓達候、仍與口二 □ 不慮之仕合以御越□候、就其、一家中御意見以、晴胤(貧酉) 申入候、然者可有其聞得

牧野彈正忠方被仰合、被加御意見可然存候、萬々中大可被致披(久伊)

北島顯信預ケ狀

31

黑河郡下前野鄉事、他所地御計之間、被預置由仰候也、仍執達

正平七年壬二月十二日 大河戸四郎左衙門尉殿

右馬權頭清顯

本文書の寫が留守文書中にある。

342

吉良貞家知行安堵狀

〔留守文書〕

町、黑河郡内南迫セケ村等事、相傳當知行之上致忠節ニ者、領掌 鄉內平太良入道在家壹宇、田壹町、同迫彥五郎在家壹宇、田壹 新道村、南宮庄內上田在家田五町九段、町在家貮字、二迫栗原 陸奧國宮城郡內餘目鄕岩切、高崎、楊、荒居等村、新宿半分、 不可有相違之狀如件

**文和元年十二月廿三日** 留守松法師殿(持家)

343

和賀義綱代野田六郎左衞門尉着到狀

(花押切取られてなし)

[鬼柳文書]

處 右、今月十日、爲宮城郡獺沼城御對治、大將御發向之間、馳參 同十八日夜、彼城依令沒落、同十九日、令供奉山村畢、爰 和賀常陸權守義綱代野田六郎左衞門尉申軍忠事

> 節者也、然早賜御判、爲備末代龜鏡、仍着到如件 中院大約言、神山相馬不知行方落失畢、如此於所々楯々、致忠 南部伊與守以下參御方之間、翌廿日、黑河郡吉田城令御共處、(緣)

文和二年正月 日

承 了 (花押) (整領和質基義)

和賀常陸權守(義綱代野田六郎左衛門尉申) 和賀義綱軍忠狀

〔鬼柳文書〕

同廿日、黑川郡吉田城御共仕之處、中院大納言以下凶徒等、令 共仕馳向候處、南部伊豫守、淺利尾張守以下凶徒等、令降參畢 右、今年1分正月十日、宮城郡小曾沼城——治御發向之間、同(會選) 沒落畢、然早下賜御證判、爲備末代龜鏡、恐々言上如件 落畢、同日夜小曾沼城令沒落、同十九日山村城御發向之間、御 十三日馳參、屬物 [ ] [ ] [ ] 基義手、同十八日、一名坂城追(儞薩摩權守)

44\*足利義滿御教書

一見了(花押)(證判)(音良貞經力)

文和二年正月 日

[伊達家文書]

達大膳大夫相共、莅彼所、可被沙汰付國詮代、就彼左右爲有沙(政宗) 陸奧國賀美郡事、畠山修理大夫國詮分郡也、而左京大夫抑留云 々、粹絶常篇歟、同國黑河郡者、國詮恩賞之地也、同前、早伊

明德二年六月廿七日 葛西陸奥守殿 (満負カ)

汰、可被注申之狀、依仰執達如件

右京大夫(花押)(細川賴元)

275 \* 畠山國氏寄進狀

〔餘目文書〕

寄進 多賀國府藏王權現

地貳段者、爲毎月燈明析、可恩補禰宜之狀如件 爲天下大平家門繁昌丼當社修理析、所寄進也、但此內於田 陸奥國黑川郡南迫成田村內牧士免田屋敷事

貞和三年卯月十五日

主 殿

右馬權頭 (花押)(畠山屬氏)

[留守文書]

留守家任目安狀

288

留守參河權守家任謹申

右、家任自最前軍忠異他之間、就令言上、以奥州黑河郡南迫內 下文于今延引之條、難堪次第也、然早恩賞遲怠之由歎申之旨、 行無相違之由被載罸文、翌年三月廿二日被經御注進畢、雖然御 土貢貳佰拾貫文地候、仍先大將爲勳功之賞、依宛行家任、當知 和二年十二月九日被成御教書之間、於彼所者闕所之條、無異儀 時村女子跡、云闕所子細、云土質分限、可有御注進之由、去貞 欲早恩賞遲々上者、重預御注進、浴御下文子細事

重委細預御注進、爲下給御下文、恐々目安言上如件

觀應元年五月 日

289 畠山國氏披露狀

〔留守文書〕

以奥州黑河郡南迫內時村女子跡、云闕所子細、云土貢分限、可 此旨可有御披露侯 恐惧謹言 之、爲糠部滴石凶徒對退留置候、且彼目安一通謹令進覽之、以 留守参河權守家任申恩賞遲々事、家任軍忠異他之問、就令言上 進之處、御下文于今延引之由歎申候、仍家任可令參訴之旨雖申 就宛行家任、當知行無相違之旨載起請詞、翌年三月廿二日令注 所者闕所之條無異儀候、而石堂少輔四良入道義慶爲勳功之賞、 注申之由、去貞和二年十二月九日依被仰下委細相尋之處、於當

觀應元年五月十七日

右馬權頭國氏(花押)(畠山)

進上武蔵 守殿(高師直)

吉良貞家披露狀

(留守文書)

自最前軍忠之段、若僞申候者、 彼女子跡公方御左右之程、爲勳功之賞預置候畢、仍石塔入道同 軍忠之上、同年四五兩月、於下野國那須城戰功異于他之間、以 就中、家任去建武三年二月、自参州矢作宿屬于當手、於所々致 相尋之、栽起請之詞令注申訖、而御下文于今延引之由歎申候、 跡、云闕所子細、云土質分限、可令注進之旨被仰下之間、委細 留守參河權守家任申恩賞遲々事、以奧州黑河郡南追內時村女子 宛行候之間、當知行無相違候、早速可被經御沙汰候哉、且家任

進上 武 藏 守殿

觀應元年七月六日

左京大夫貞家(花押)

八幡大菩薩御爵可罷蒙候、以此旨可有御披露候 恐惧謹言

201

## (1)黒川郡関係文書

菅原有政相博狀

[田代文書]

のさいけの事 かゑわたす大谷ほう泉田の村のうち尚政か分のちとうしき(誉賞) (保)

ゑわたし了、**仍**しひつのしやう如件 (自筆) (狀) 村のうちせい平入道かやしきはたけに、ゑいたいをかきりてか(漢) 右、きとう太あとのさいけならひに田壹町、はたけをみやけの(紀彦)(跡)

弘長元年五月廿九日1261

膏原有政(花押) (伊佐八部)

關東下文

可令早伊佐掃部助菅原有信、領知陸奥國大谷保泉田村內紀 藤太跡名田壹町、在家壹宇事

云々、可令領掌之狀、依仰下知如件 右、任伊佐八郎有政弘長元年五月廿九日相傳狀 沒有借所領同保內三

左馬權頭平朝臣(花押)

文永元年十一月廿二日

相 模 守平朝臣 (花押)

[相馬岡田文書]

北島顯家下文

185

下

可令早相馬五郎胤康領知當郡新田村相馬彌五事

右人、令領知彼所、守先例可致其沙汰之狀、所仰如件

建武二年三月廿五日

〔田代文書〕

下 迫地頭職事

三浦因幡前司貞連跡

可令早領知、伊豫國宗麻本庄地頭職、陸奧國黑河郡內南北

爲合戰討死之賞、所宛行也、任先例可致沙汰之狀如件 建武三年九月廿日

有

206 高師直施行狀

〔諸家系圖〕

陸奧國黑河郡內南迫山寶曆、北迫澁谷平四郎、兒玉小太郎、 同次郎五郎末跡地頭職事

任建武三年九月廿日御下文、可致沙汰付三浦因幡前司貞連跡之

狀、依仰執達如件 建武三年十一月九日

三浦四郎入道殿

武藏守 師 直(花押) 195 相馬胤康讓狀

[相馬岡田文書]

とへやま、たかきのはたや、くろかへのこほりにいたのむら、戸江)(竹郷)(波多谷)(黒川)(カルたのこほりあんない、そしぶんへのそく、やつうさき、心へかた)(保ち)(保ち)(は子分)(大き)(保ち)( しそく小二郎胤家にゆつりわたすしやう、くたんのことし(子島) (伏) しも□さのくにさうまのこほりいつミのむら、みちのくになめ(ま) (和陽) (行

平 胤 康 (花押)

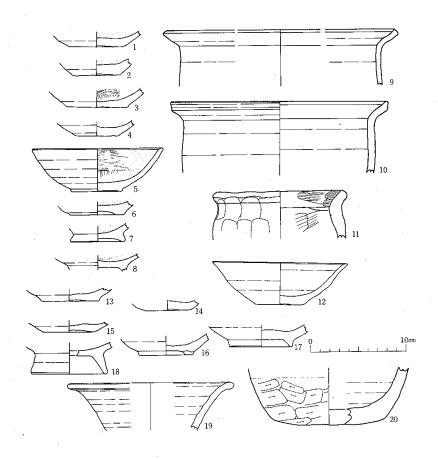
けんむ二ねん十二月廿日

204

足利尊氏下文寫

下文

(足利奪氏)



第43図 土 師 器

### 2. Ⅱ層出土遺物

中世以前の遺物は第2平場の整地層下から土師器、須恵器が出土している。

#### 十師器

坏:1~4はロクロ使用の坏である。底部外面に糸切り離し痕がある。内面は底部に ヘラミガキと黒色処理がされている。

高台付坏:5~8はロクロ使用の坏である。内面は底部にヘラミガキと黒色処理がされている。5は底部から外傾して立ち上り、口縁端が丸味をおびる。

甕:9、10はロクロ使用のものである。体部から口縁部にかけて外傾して立ち上り、口縁端が

つまみだされる。11は体部から口縁にかけて外傾して立ち上り、口縁端は丸味をお びる。外面はヘラケズリが行なわれ、内面はハケ目が認められる。

### 赤焼土器

坏:12~15はロクロ使用である。底部外面に糸切り離し痕がある。12は底部から外傾して立ち上り口縁端でやや開く。

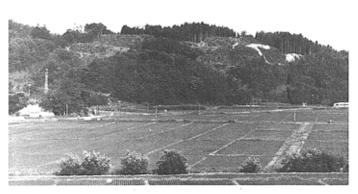
高台付坏:底部破片である。ロクロを使用である。高台は低いものと高いものがみられる。

### 須恵器

19は甕の口縁部で外傾して開いていくものである。20は底部破片で、外面にヘラケズリがみられる。

遺物の年代:土師器、赤焼土器は器形や技法の特徴などから平安時代と考えられる。 須恵器も第11層出土であることで、ほぼ同時期としておきたい。

### 写 真 図 版



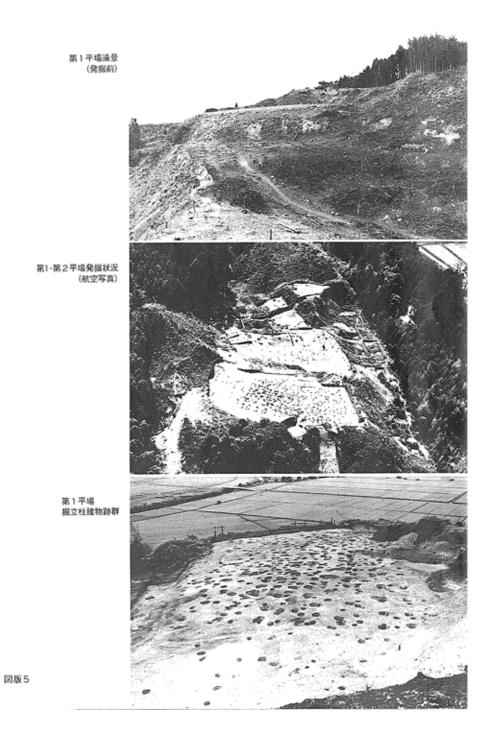
御所館遠景 (西側-善川から)



御所館遠景 (南側―八谷館から)



調査区全景 (北側から)





第1平場土倉跡



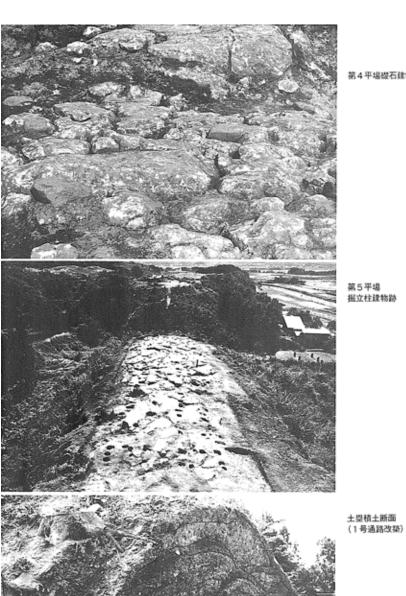
第1平場1号井戸跡



第1平場整地層と 整地層下の2号溝

第2平場 掘立柱建物群と石塁 第2平場1号満跡 整地層下の2号溝と 石塁

図版フ

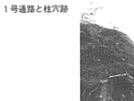


第4平場礎石建物跡





通路状平場 (門跡と桝形)





通路と沢の発掘後の 全景

